

淀川水系流域委員会 第81回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

綾委員、中村委員、久委員、水野委員

日 時 平成20年6月30日（月）
午前10時 0分 開会
午後 2時13分 閉会
場 所 京都会館 会議場

[午前10時 0分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第81回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、庶務のほうに20名の方から出席連絡をいただいております。今、お席に17名ご着席いただいております。いずれにしても定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

本日、配付資料でございますが、議事次第、座席表、委員リストのほかに、資料1「流域の統合的管理システム」に関する論点整理、資料2 住民意見聴取手続について確認しておきたいこと、資料3 PDCAサイクルプロセスから見た計画的課題と相互学習事項(要約)の3枚でございますが、資料リストにない資料で、右肩に淀川水系流域委員会第81回委員会河川管理者提供資料という資料がございます。「計画高水位は堤防の安全についての信頼性を損なうことのない高さに設定するもの」というタイトルのものが資料リストにはない資料としてお配りしております。ご確認ください。

審議に入ります前に発言に当たってのお願いをさせていただきます。ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言時間を設けております。委員発言を割ってのやじや、大声での発言等の行為は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。なお携帯電話につきましては、音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さんおはようございます。宮本でございます。きょうは大変お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

前回の委員会は6月3日に行われました。その後いろいろなことが起こりまして、この流域委員会の存在意義が問われるような事態になってございます。きょうはももとの予定では今後審議すべき論点についての議論ということでございましたけれども、まず初めに今後の流域委員会のあり方につきまして、これまでの経緯、あるいは現状を踏まえて皆さん方と議論したいと思っております。そういうことをしなければ次の議論の位置づけとございますか、何のために我々はどういう議論をするんだということに左右されかねませんので、まず冒頭にそういう議論をきょうは行いたいと思いま

すのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、きょう一応時間は3時間ということでございます。本日も審議のほうのご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは庶務、報告をお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。

6月3日開催の第80回委員会についてでございます。スクリーンをごらんください。

経費削減に関連しまして、委員会資料について横断的な審議を行うためにも一、二ページ程度のレジュメは必要などの意見が出され、資料は委員会前日にホームページで公開することが決定いたしました。

整備計画原案についての河川管理者の質疑では、河川管理者からの説明を踏まえ、淀川本川で17cmを超えなければダムは不要だったのではないかと、中上流での効果も忘れてほしくない、「HWLを1cmも超えてはならない」という根拠があるのかなどの議論がなされました。

流域の統合的管理システムでは、流下能力に偏った治水対策を見直し、流域対策やソフト対策による被害軽減能力で評価する仕組みづくりが必要だとする意見に対し、現実的に可能な方法が整備計画原案であり戦後最大洪水対応といった、ある程度の安全度は担保すべきだ、「川の中で勝負する」という従来の考え方が主流で、総合治水に本気になっていないなどの議論がなされ、また、流域の統合的管理では法整備も視野に入れるべきだ、また、原案に対する最終意見の大きな分かれ道となる論点であるなどの意見が出されました。

天ヶ瀬ダム、川上ダム周辺の地質では、河川管理者と一般傍聴者の意見交換が行われ、委員長より、地元住民に対する河川管理者の現場説明などを実施し、結果を委員会で報告してほしいという要望が出されました。

そのほか6月6日に関係知事の意見聴取、6月25日に第15回作業検討会が行われております。以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、私のほうから前回の委員会以降、特に6月18日以降の経緯について皆さま方に簡単にご報告したいと思います。まず、6月17日の午前中に私のほうに

近畿地整の河川部長から電話がございまして、6月6日の4府県知事との説明の場において、近畿地整と流域委員会の関係がよくないというふうな知事からのご意見がありました。それを受けて委員会と近畿地整の関係改善のために局長が委員長、私にお会いしたいという電話がございました。それで、私のほうはそういう会談を開催するというを事前に公表するということと、それから両副委員長を同席させてほしいということで、そういうもとで会談するというふうになりました。そして、6月18日11時から12時におきまして局長と委員長、副委員長で会談させていただきました。

まず、委員会の運営として庶務の話がございました。これについては地整の職員で庶務を担当したいということを検討したいというふうなお話がございました。またもう一方は、堤防強化を含めて洪水対策の考え方を説明したいというふうなお話がございました。

それで一番肝心なのは最後に申されましたが、計画案については時期が来れば地整の判断で策定して府県に提示するというをおっしゃいました。私のほうからは、委員会の最終意見を待たずに計画案を策定、そして府県に提示すること、いわゆる見切り発車ということですかというふうにお聞きしましたところ、そういうこともあり得るという回答でございました。委員会といたしましては、いわゆる見切り発車はしないでほしいということを再三にわたり今までも要請してきてまいりました。その場におきましても、重ねていわゆる見切り発車はしないでいただきたいということをお申し上げてその日の会談は終わりました。

そして翌日6月19日に、計画案が20日、翌日ですね、に公表されるかもしれないという不確かな情報が入りまして、すぐに委員の皆様方に、明日そういうふうな状況があるかもしれないということで、急遽皆様方にお集まりいただいて協議をしたいということでそういう連絡をいたしました。そして、6月20日14時に近畿地整から計画案が発表されたということでございます。それを受けまして17時30分から、大変急なことでもございましたけれども、7名の委員がお集まりいただきましてその場でとりあえずの協議を行いました。そしてその場で、いわゆるこのことに対する委員長の声明を出すということを皆様方に相談いたしまして声明を出させていただいたということでございます。

声明についてはもう既に皆様方のお手元にも行ってありますし、ホームページにも出ているところでございますけれども、簡単に経緯を述べまして、そして後半部分を読みますと、『昨年8月9日に開催された第三次委員会の初回委員会において、委員会の「原案」に対する最終意見提示前に「整備計画案」を策定し、関係府県へ提示すること、いわゆる「見切り発車」はしないよう整備局に申し入れ、同局から「見切り発車はしない」との回答を得ました。また5月13日に開催された第78回委員会および6月18日の近畿地方整備局長との会談において、重ねて「見切り発車」はしない

でいただきたいと強く申し入れました。

このような経緯にもかかわらず、この度整備局が「整備計画案」を策定し、関係府県に提示されたことは、委員会の意見書および申し入れを無視したものであり、誠に遺憾であります。河川法の趣旨を生かさずに、頑なに事業を実施しようとする整備局の姿勢に対し強く抗議します』という委員長名での声明を発表いたしました。

これが6月18日以降の主な動きでございます。それで、きょうはこういった今までの経緯、それから現状を踏まえまして、この委員会をこれからどういうふうに進めるべきかということについて皆様方の忌憚ないご意見を伺いたいと思います。全くきょうは私も両副委員長もこういうふうなことでやっていこうというふうな、いわゆるストーリーと申しますか、そういうことは持っておりません。

きょうは本当に皆様方のこの委員会、2001年から続いてきたこの委員会のこの状況において、この皆さん方の意見を踏まえてどういうふうにこれからするべきなのかということ、大変重要な問題だと思っておりますので、まず冒頭に皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに考えておるところでございます。

ということで、委員の皆様方に今後の進め方についてご意見を伺いたいと思いますが、今私が最近の経緯についてご説明いたしましたけれども、この経緯について特に河川管理者のほうから自分たちとして経緯の説明がありましたらご説明お願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。それでは、もう時の流れにつきましては今委員長からお話があったとおりでございますので、私のほうとしてのこういうふうに至りました背景というか、その状況について簡単にご説明させていただきたいと思っております。座って失礼します。

時間の流れは今のお話のとおりでございますけれども、私どもはこれまで昨年の8月に原案を提示いたしまして、それからいろいろ関係の住民の方々からの意見をいただくこと、それから市町村長から意見をいただくこと、それから学識者の意見をいただくことということで、この流域委員会のほうでも審議をさせていただいていたところでございます。

それで当初のスケジュールは8月末という状況から、非常に忙しい中ではございましたけれども、意見聴取を12月に終える、そして3月には計画を策定したいということで当初スケジュールを考えておりました。これもひとえに、我々は計画をつくるということが第一の目的ではなくて、地域の安全、あるいは地域の快適な暮らしというものを守るということを考えておきまして、一刻も早く法律に従った計画をつくるということを目指してきたわけでございます。

それぞれの意見聴取について進めてきたわけでございますけれども、私どものほうから流域委員会に対してのご説明の時間を結構いただきました。かなりの膨大な量でご説明し、質問に回答するというので、ただ審議については年内にはまとまらないということで年を越して審議をしていたということになり、あわせて私どもは再三にわたって意見を早急に出していただきたいということをお願いしてきたところでございます。

それで、その審議を進めていただいて集中的な審議、総括的な審議をしていただいて、中間ではありますがということで4月25日に意見をいただいたところでございます。それまでの過程の中で、いろいろ皆さま方からこの原案というものを、私どもの出したのも含めていろいろこの淀川水系に関しての専門的な意見をいただいたことがございまして、非常に幅広い意見をいただいたということで、私ども改めてこの場をお借りしまして非常に感謝しているところでございます。

その後、私どもは当然計画案を作成するというので内部で検討してきたわけございまして、流域委員会の皆さま方だけでなく、住民の方々、市町村長の方々、その意見というものをどうふうに計画案に反映できるのかということを検討してきたわけでございます。そのたびにいただきましたいろんな一つ一つの意見を一つ一つ丁寧に確認いたしまして分析整理をして進めてきたわけでございます。

住民の方々からも非常に多くの意見をいただきまして、延べ5,400件の個別の意見をいただきましたし、またアンケートも2,900件ほどいただいたところでございます。市町村長の皆様方からも流域の82市町村の皆様方から共通の意見ということもいただきましたし、また個別の意見も460件に上るほど意見をいただきました。それから、もちろんこの流域委員会からも4月25日まで20回にわたる審議、延べ90時間にわたってご審議をしていただいたところでございます。

そのいろいろ意見を見ますと、私どもが原案を提出いたしまして基本的な考え方をお示してきたわけですが、かなりの部分はその基本的な方向と同じ方向を向いているのではないかと思います。必ずしもすぐに着手できるというものではありませんけれども、長期的な方向性、そういうことにつきましても同じ方向を向いているというものが多数ありました。

ただ、必ずしもすべて私ども意見を反映するというのもできない部分もあります。技術的な課題があるとか、費用がかかる、時間がどうしてもかかる、あるいは誤解に基づいている、あるいはデータがない、いろんなものがございました。それから、どうしても二律背反的なものであって片方を採用すれば片方はどうしても採用できないと、そういったものもございました。そういうような検討をいたしましてこの計画案というものの検討をしてきたところでございます。

そういう状況の中で、どうしても流域委員会の皆様からいただいた意見の中で、堤防強化に関す

る考え方、特にダムの代替案として堤防強化ということを考えることができるのではないかというふうなご意見もあったと思いますが、それにつきましては私どもと基本的に認識において少しずれがあるのではないかということでございます。

私どももこれについてご説明をしてきたわけですが、私どもの説明していることが皆様に十分にご理解いただけてないという状況がございましたので、6月18日のときにも私どもの局長のほうからそういうことについてもう少し私どもの考えているところについてご理解をいただきたいということをお願いをしたわけでございます。その時点におきましては、そういうことについて説明することも考えていただくということの一つの今後の検討のメニューとしてお考えいただくということで、この日きょうの場でまたご検討いただきたいというふうに考えております。

また、その他いろいろ意見を踏まえまして、私どもとしてやはり一番冒頭に申しましたように、私ども地域の安全というもの、暮らしを守るということが前提でございまして、再三にわたって申し上げていたように、もう一刻も猶予ならない事態だというふうに認識しておりますので、計画案というものにつきましては行政手続に沿って作成し公表したところでございます。今までの経緯につきましては以上でございます。

○宮本委員長

それでは、私から簡単に申し上げた経緯、それから河川管理者から今申し上げた経緯を踏まえた現状がきょうあるわけでございますけれども、今の経緯についての説明に対するご意見なり質問も含めて、また今後のこの委員会の審議のあり方につきまして各委員からご意見をいただきたいと思っております。

傍聴の方はまた後で機会がありますので、では、千代延委員お願いします。

○千代延委員

千代延です。さっきの調査官の説明で、もっとも私が今知りたいのは、なぜみずから設置した委員会をとということです。それから昨年8月の初めに見切り発車はしないと河川部長が明確に約束し、その後も見切り発車をしないように委員会が何度も要請をしております。18日にも要請したという話です。そういう状況にもかかわらずなぜ見切り発車をしたか、これについても一度明確に説明していただきたいと思っております。

納得いきません一番の理由は、それほど整備を早く進めたいという、そういう意志がとおりであるのなら、なぜ基本方針をまず中央で審議する、そういう状況に持っていきながら河川法を改正した後、物すごい時間がたっている、その上に基本方針の検討、何かわからない途中の休憩も含めまして非常に長い時間をかけているのかということです。それで整備計画原案が出たら4カ月でやれと

か時間がない時間がないのそれだけです。それでは納得がいきません。今の説明でも納得いきませんので、見切り発車の理由について再度説明をお願いしたいと思います。以上です。

○宮本委員長

河川管理者、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。先ほどご説明したのと同じことの繰り返しになりますけれども、結局私どもは今、河川法に従って基本方針を策定し、それに従ってすぐにでも整備計画を策定するというので、これまでその原案を作成するまでの流域委員会の中で検討していただいたことが、では無駄であったかといえばそんなことはなくて、それまでの6年間の間にいろいろ議論していただいたと、その中で基礎案ということについてもいろいろ作成し検討してきたこと、そういうことはもちろん我々も原案の中でも河川管理者なりに十分検討し原案に盛り込んだところでございます。

そういう結果を踏まえて皆さんにご審議していただいて今の状況を迎えているということであって、我々の理解といたしましては、ずっと連続した流れの中できょうこの日を迎えているというふうに理解しております。

○川上委員

川上です。今、河川調査官から説明のあったところですが、私はさまざまなネットワークを持っておりますけれども、そこで入手した資料をちょっと皆さんに明らかにしたいと思います。出してくれますか。

これは20日に整備局が自治体に配付された、自治体にのみ配付された説明資料です。上のところは策定の流れというのが出ております。下のところを出してください。私が矢印を入れたところがありますけれども、河川管理者の認識としてはこういう認識だったのではないかとここにあられております。

「河川管理者としては河川整備計画の早期策定は責務であり、ずるずると議論を続ける流域委員会の都合で行政のスケジュールを蔑ろにすることはできません」、こういう文書を記者発表のときにはつけてないわけです。そして、自治体に整備計画案を持っていくときにだけこれを入れているわけですね。

非常に何というか我々に対する裏切りというか、悪意といってもいいかもしれませんが、そういうものを感じます。ずるずるとって流域委員会は非常に重要な議論を、議論がだんだん煮詰まってくるにしたがってやってきているわけですね。そして、河川管理者に要求しているデータや資料もいまだにまだ回答をいただけていないものもあるわけです。それにもかかわらず、あたかも流域

委員会だけの責任かのようにこういうふうなことを言われるというのは、非常に心外といたしますか、遺憾であると思っております。

○宮本委員長

水山委員どうぞ。

○水山委員

水山です。これまで何度か申し上げておりますが、私のスタンスは、基本方針というのが策定されて、各県の代表も行かれて滋賀県知事はみずからご出席だったらしいんですけども、これでもろしいかというので、例えば宇治川の流量、ダムという言葉が出てこないのわかりにくかったかもしれないけれども、それに対応する設備で対応するというようなことを同意されて受けてこられました。その方針に対して我々が議論するのではなくて、それを受けた整備計画があって、それに対して意見を言えというのでこの流域委員会の委員になっておるという認識で、意見を言ってきたわけです。

もともと流域委員会として一本の意見にまとめるというのは無理だし、無理と最初から言うなどだれかに言われましたけれども、無理だろうし、またその必要もないというので意見を申し上げてきました。前回中間とりまとめ的な意見の時に、小数意見を載せないけれども議事録をつけるのだという話だったんですけども、何かその後のやりとりを見ていると議事録なんか関係ないみたいな話があったりして不満です。そういう意味でこの委員会の役割が皆さんちょっとずつ認識が違うので、私の認識は意見を言うことで、とりまとめてぶつけてよっしゃわかったと委員会が了解するという、そういうものではないと思っておりますので、特に今回の整備局の動きは、すばらしくまずいというわけではないというぐあいに私個人的には思っております。

○宮本委員長

ほか、ちょっと今後この委員会をどう進めるかというのにまだ議論が入ってませんけれども、ではそれはちょっと後でやることにしまして、先ほどからの議論は、これまでの経緯についての各委員の思いなり質問なり疑問ということについてに絞って皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。寶委員。

○寶委員

寶です。河川管理者と委員会との関係において、子供のけんかとかいうふうな言い方をされるようなことで委員会メンバーとしても恥ずかしいと思っております。やっぱりお互いの顔を立てるといふか、日程的なことも含めてお互いの立場を尊重するというようなことで、この間6月18日ですか、どういう話があったか知りませんが、決着できなかったのかと。例えば7月末までに何

とかまとめて努力するからそれまで計画案を出すのを待つようにとか、そういう交渉の場であったのかなかったのか知りませんが、何かそういうお互いに顔が立つような決着を6月18日にできなかったのかなというふうなことを考えております。

それで、行政の予算関係のことを考えるとやっぱり概算要求というのがあるわけで、我々でも大学の運営をやってますと、21年度の概算要求にのせようとするとならやっぱり8月ごろには案を確定しないといけないというふうなことになるわけですね。ですから、これまでも何回か時間的なことについては折に触れて指摘してきたところですけども、私の気持ちはわかるけれども云々かんぬんということで余りそういったことを真剣に取り上げてもらえずにここまで来ているということであって、このチャンスを逃すともう平成22年度概算要求ということで1年おくらせてしまうわけですね。ですから、そういったところの事情はわからないでもないと思いますし、もうちょっと、6月20日に出してしまったのはもうどうしようもなかったのだらうかと思えますけれども、6月18日の時点までにもう少し子供のけんかなんて言われることのないようなお互いの立場を尊重するというか、顔を立てるといようなやり方ができなかったのかなと残念に思っております。以上です。

○千代延委員

千代延です。いろいろ言いたいことはありますが、18日に子供のけんか、それがもう少しやりようがあったかどうか、そういうことは現場にいなかったからわかりませんが、今委員のおっしゃった概算要求に間に合わないからというのは、これはどういうことでしょうか。今まで河川整備計画ができてなくても河川整備をやってますよ。だからそういうのはえらい河川管理者をおもんばかったご発言でしたけど、私はそんなものは理由にならないと思います。

それで、河川管理者は今同じことを井上調査官が繰り返されましたけど、全然説明になってないですよ。ただ急ぐ急ぐというだけじゃないですか。なぜこのところだけ急ぐんですか。そのことについてもう一度お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。基本方針が昨年8月に策定されたということですから、もうできるだけその法的な枠組みにのっとったもの、確かに方針の策定はおくれている面はありましたけれども、だからといって計画自身がさらにおくてもいいわけではないので、できるだけ計画は策定したいということです。

それから予算との関連ですけども、実際淀川の整備につきましては、今公共事業全体の削減というようなこともございますけれども、非常にこれまでの状況の中から安全確保のための費用というものが少なくなっている状況もございます。ここ10年ぐらいの動きというものは、そういった全

体のトレンドもございますけれども、淀川の水系の中で費やしている費用というものがもう約半分以上に減少しているという状況です。その中で維持管理であるとか既存のストックを適切に確保するという点についてはこれまでもやっているんですが、もう流域委員会も我々も求めている安全を確保していこうという方向の予算が十分につけられている状況ではないです。

何かここがどうなったからネックだということをあえて申し上げれば、やはり中流部の河川整備が非常におくれていて、このまま見通しが見つからない状況ではないということ、きょうあすという問題がもう差し迫っているのではないかというふうに思っている状況です。

○宮本委員長

この議論、これは今の経緯についての質疑なので、皆様方のいろんな思いは、今発言されなかった方々もいろいろあると思うんですけども、これやっても非常に非建設的な議論ですから、河川管理者のお話も同じことの繰り返しばかりですから何ら我々納得できないような状況になると思います。したがって、この議論はここで一応とめまして、今後この委員会をどういうふうに進めるかに議論を移したいと思います。

まず確認しておきたいのは、我々のこの流域委員会の委員の任期は来年の8月まであります。まずそれは基本的にはそういう任期があるということが1点です。それから、我々が6月20日時点でどういうことをやっていたかということ、4月25日に意見書を出して、そして見直し再提示をお願いしますということは継続的にお願いしておりました。それからもう1点は、あとこれまで議論していない論点について幾つか具体的に出して、それについて8月末までこういうスケジュールで議論していきましょうというふうなことで動いていたということは事実であります。

その状況の中での6月20日のこういう既にもう計画案が出たということです。これを踏まえて、今後この委員会はどういうふうなことをするべきなのか、あるいは我々の責任は何なのか、あるいは我々がこれから行うことにどういう根拠があるのか、そういうことも含めて委員の皆様方からご意見を伺いたいと思います。

川上委員。

○川上委員

川上です。この第3次流域委員会に局長から諮問されたのは、河川整備計画策定に当たっての意見を述べるということと、もう1つは河川整備計画に位置づけられた事業の進捗状況の点検という、この2つなんですよね。それでその1つが20日に発表された河川整備計画案の発表によって一応一区切りといいますか、役割としては終わったのかもしれませんが。

今後、先ほど18日の局長との会見の中身のお話がありましたけれども、流域委員会で堤防とか、

あるいは水位等について誤解している部分があるから十分説明したいと、2カ月をかけて説明したいというふうに局長はおっしゃったように記憶しておりますけれども、それは流域委員会が8月までの予定を設定しているからだと思っておりますけれども、そういうお話もありました。しかし、今説明を聞いても、これから説明を聞いても、それはもう計画に反映されることは河川法上ないわけですよ。そうすると、流域委員会というのは審議する意味というか、することができないというか、そういう状況になっていると私は考えています。

しかしながら、流域委員会としてはこの間から議論が始まったばかりの積み残し課題、きょうも後で3つの発表がありますけれども、これまで重要度を考えて治水それから利水そしてダム等に偏ってずっと議論をしてきたものですから、それ以外の検討項目というのは残っているわけですよ。それを残った課題についてはやっぱり流域委員会としてはきちっと一定の結論といいますか、成果を生み出すべきであるというふうに私は考えます。今後の委員会はそこに重点を置いてやっていくべきだというふうに思います。

○宮本委員長

ほかの委員、ご意見は。竹門委員。

○竹門委員

3期からここに参加しておりますが、昨年の夏から流域委員会と整備局のほうで意見の食い違いのあった大きな論点は、やはりダムの問題を全面に出して議論をしたからだと思います。そうなった理由は、やはり河川整備の方針を大きく転換するべきだという2期までの流域委員会からの意見が原案に的確に反映されてなかったということから治水計画が結果的に方針が違う形で出てきてしまっていると、それが大きなすれ違いの原因だと思うわけです。

このすれ違いはこの10ヶ月間に修復できなかったということです。治水、利水、環境の統合をはかるための基本的な考え方を転換していかないことには両者の間の溝は埋まらないと考えられます。現時点では、この転換を計画案に入れることは不可能になってしまったわけですが、是非とも計画を長い目で見ていただき淀川の河川環境を整備していくための大きな方針については流域委員会で考えてきたことをうまくまとめた上で、将来的にはそれに基づいた計画ができるようにして行っていただきたいと思います。

そのためには、4月に出した意見は決してすべての論点に言及しておりませんし、あるいは各論点に対する対策について具体的に議論した内容までまとめられておりません。したがって、比較的短い期間の間に流域委員会としての意見（個々人の意見の単に寄せ集めではなくて、個々人の意見に対してほかの委員がどういう反論をし、それに対してまたそれをできたかといった過程を踏まえ

た意見）をまとめる時間をいただければいいのではないかと思います。

これは原案に対して反映していただくというよりは、淀川流域の今後の方針として流域委員会としてはこういう意見を持っていたんだということを形として残すことが大事だと思うわけですね。これまでの2期までの委員会においても意見書を印刷物として残しているわけですね。今は議事録が残っているだけでそれを取りまとめた形にはなっておりません。分厚いものをつくるためにはたくさんのかかりかかってしまいますので、どういう論点があるかを並列的にまとめるものであっても構いません。いずれにしてもどういう意見が出たのかをまとめて第三者が見たときに理解できる形にしておく必要があるのではないかと思います。

○宮本委員長

それでは、中村委員お願いします。

○中村委員

時間がかかっていることは確かに問題といえば問題なんですけれども、琵琶湖総合開発のときに、実際にスタートしたのは65年なんですよ。その琵琶湖総合開発を考えていくプロセスがスタートしたのはですね。で、7年かかっているんですよ。あれは非常に大きなプロジェクトではあるんですけれども、基本的には上流の滋賀県と大阪の間でどういう仕組みにしていくのかということに建設省、農水省等がさまざまな案を出して行って、それで最終的には現行の総合開発に落ちついたら。7年かかっていますよね。構造的には比較的シンプルだったんですね。当事者がどちらかというところと2者だったと。

しかし、今回は非常に複雑な流域のあり方を検討しておると。かつ、大きな構造物であるダムのあるあり方。ダムのあり方が流域治水、利水、環境、あらゆる面にいろんな影響を及ぼすことをどう考えていくかということが1点と、それから河川法が新しくなってからこの種の試みをやっているのは初めてなんですよ。初めてで、かつ淀川水系というところがかなり突出してこういうことの重要性に気がついてやりとりをしていると。

かつ、今振り返りますと、流域の知事が非常にごもつともな発言をされているわけですね。それは現行の法制度の課題も含めて非常に責任があると。責任がある中で河川管理者が提案した原案というのは必ずしも納得できるものじゃないので検討していかないといけないと。その検討していかないといけないというところに今まで報道等で焦点になっているような話だけじゃなくて、環境の問題は非常に大きいです。

それから1つもう決定的に私がずっと心配しているのは、実は上流の丹生ダムというのは保留状態なんですよ。今後検討していきますという原案になっているんですが、実はこの最上流のダムの

あり方というのは、異常渇水時の緊急水の補給とそれに伴う治水リスクの考え方。当然それは下流の今の戸川ダムだとか川上ダムの議論にも影響する話なんですけれども、その肝心かなめのところは「これから検討します」になっているんですね、原案は。これは非常に、委員会にも責任がありますけれども、両者がやっぱり責任を持たないといけないということが残るわけですね。これはもう歴史に残ってしまうと。そういう意味でですね。

それが1つと、やっぱり河川法を解釈するとき、河川法にはこの委員会の位置づけというのは一言で書いてあるだけで、どういう役割をすべきかというのは試行錯誤しながら社会が決めていくことが求められているというふうに私は読めるわけですね。その当時河川法を策定した方々のさまざまな発言を見てみますと、趣旨は、これはやってみないとわからないと。

やっていく中で社会的に一つのプロセスが形成されることが期待されるということを言っているわけですから、そういう意味ではリジッドに手続論ということで押し込めてしまうことにも非常に大きな問題が残ってしまうと。そういうことで今後やはり委員会と河川管理者双方がそういう大きな社会的な要請にこたえる努力を続けるべきではないかというふうに思いますが、河川管理者はどう思っているかと。

要するに、この委員会の役割ですね。来年の8月まで任期をいただいておりますが、どうも間接的に今までの情報が出てきたことをうかがえば「今にでも委員会は店じまいしてください」というふうにも聞こえないわけではないんですが、そういうふうに思っておられるかどうかということをも確認した上で先ほどの私の議論に関して皆さんのご意見も伺いたいなというふうに思います。

○宮本委員長

今、竹門委員のほうからは、今はまだ非常に中途半端だと。少なくとも論点整理はきちっとやっとなないと、それは委員会の責任ではないかというふうなご発言がございました。中村委員のほうからは、今の整備計画の中身もそうなんだけれども、この流域委員会という今の河川法のスキームの中でどういうふうな、まあいろんな試行錯誤をやっていると。そこについてももう少し幅広く議論をすべきだろうというふうなご意見がございました。それに対して河川管理者はどういうふうに思われているのかということだと思えますね。

ちょっと河川管理者には後からご発言いただくとして、この委員会の今後のあり方、進め方、これについてほかの委員の方。久委員。

○久委員

久です。中村委員とかなり似通っている発言になるかもしれませんが、まさしくきょう提示されている①から③番というのが非常に重要な論点ではないかなと思っています。③番のPDC

Aサイクルというのはこの計画が動き出した後我々がどういう形で関与できるかということの非常に大きな論点になりますし、それから①番、②番というのは、言い方をかえれば、こういう不幸な事態がなぜ起こったのかということをあぶり出す議論になる可能性が非常にあると思います。

私もこういうさまざまな多様な主体が議論する場所で今20年ほどやっていますけれども、先ほど寶委員が子供のけんかじゃないかという言い方をされましたけれども、言った言わないとか、あるいはだれがいいとか悪いとか、言い人だ悪い人だではなくて、恐らく構造的、システムのまだまだ乗り越えていけないといけない非常に重要な課題を残しているがためにこういう不幸な事態が起こっていると私は認識をしておりますので、それをある程度あぶり出して、そしてさらにいい方向性に進むためにはこの①番、②番を議論することによって、今回の計画には載せられないかもしれませんが今後こういうような多様な主体が河川整備にかかわって行って、本来河川法が提示をした非常に理想的な姿を実現するためには一体何が必要なのか、今どういうところに来ていて、さらに何を考えていかないと理想的な状態に行かないのかということを考えさせていただく非常に大きなテーマだと思いますので、これはまだまだこれから十分に議論をして我々の意見を出していくという必要性があるのではないかなと思います。

○宮本委員長

本多委員。

○本多委員

本多です。私は今3人さんがご発言になられたことにももちろん賛同いたします。

それとはまた別の視点で発言をさせていただきたいんですが、今後流域委員会がどういう議論を進めていくかという中に私はやっぱり今の現状という、河川管理者と流域委員会がちょっと対立したようなことがマスコミで報道されていますけれども、7年間一緒にやってきた中でそういう現状を打開していくということもやはり考えていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

現状では委員会と対立しているとか知事も理解ができていないとかいう中で河川管理者がこのまま進めていけば河川管理者が孤立してしまうかもしれませんし、そもそも初めこの流域委員会の1期をやり出したときには、いい川をつくろう、人と川のいい関係をつくろう、流域住民と一緒にやってみようということで河川管理者もすごく燃えて一緒にやってきた経過があったと思うんですね。今その新しい川づくり、淀川方式というものを提案して、恐らくこれは本省がこの議論についてきていないだろうと。そんな中で今の近畿整備局の皆さんは組織の一員として両方の間に立ってかなり苦勞されているのではないかと、同情ではないですけども、そういうことを理解しておく必要もあるのかなというふうに私は思っています。

ダムの問題はやはり避けて通れませんし、知事も理解を十分されていないようですから、このまま時間がないから、もうしなければならぬからということになってしまうのもどうかと。7年間の議論というものもありますし、それから全国と比べても少し淀川がやはり違うやり方を提言しているのなかなかそれがのめない部分が本省にもあるのかなというふうに思っています。しかし、7年間一緒にやってきたということが無駄にはできないと思いますし、今回の整備計画の中でも、ダムではそういうことになってますけど、ダム以外のところも対立しているわけではありせんので、やはりこれからもとの、もとのと言ったらおかしいですけども、今までのような、一緒に頑張っていけるような状況を我々の委員会でも考えて打開して次へつなげていかないと、せっかく河川管理者と7年間一緒に歩んできたものが無駄になってはいけないのではないかとこのように思います。以上です。

○宮本委員長

では、村上さんのほうから。

○村上委員

村上です。第1期、第2期の委員会から住民意見の反映、それから住民意見の聴取と反映についてはずっと継続的な課題であったはずと。ところが、第3期の委員会になって委員の選定の仕方から委員会の運営の仕方からかなり1期、2期と変わってきた、やはりその問題が非常に大きいと私は思います。

ですから、私が何を言いたいかと言えば、この第3期委員会が住民意見をどのように反映させてきたのか、やはりその総括をこの際やるべきではないかというふうに思います。このような意見の対立がずっとこれまで続いてきた、これは河川管理者、委員会だけの責任ではなくて、私たちが住民意見をどのように取り入れてくるか、そういった技術的なことがきちんとやってこられなかったのではないかとこのように思います。もちろん委員会の総括に対しては第三者のレフェリー委員会みたいなことをつくればいいんだというふうな考え方もあるんですけども、委員会みずからが今までやってきた住民意見の聴取・反映、そういったやり方が適切であったかどうか、それを議論しませんとやはり最終的な合意には至らないのではないかと思います。

ほかの委員からも出てますとおり、積み残しの課題の議論、これは当然やるべきだと思います。それに加えてやはり委員会の総括、それも当然この委員会の課題として今後やっていくべきではないかというふうに考えます。以上です。

○宮本委員長

それでは、川崎委員。

○川崎委員

川崎です。関係知事のご発言の中で先ほど子供のけんかというお話もありましたし、それから山田知事のほうなんかでは第三者的な立場から非常に冷静に客観視されているところがあって、双方のコミュニケーションがうまくいってない、それからもう一つは税金が23億かかって非常に大きな無駄遣いがされているというような報道がありました。

委員会も、管理者も確かに数多くの議論が重ねられてきておりますし、その内容というのは非常に深いものであります。それから、先ほど河川管理者が説明されたみたいに、そのうちの多くの意見は原案に反映されている部分がありますし、個人的には意見が反映されたところもあります。今回そういう中でダム案と堤防案のところ一点で認める、認めないの話を一本化するのに多くの時間が割かれ、委員会としても冗長な進行であったところが多々あると思います。いずれにしてもこの会自身のスケジュール、マネジメントの方法、それから双方コミュニケーションのあり方で、例えば委員会は今後も議論を続ける中で河川管理者との間でコミュニケーションをもう少し密にすることができないかと思えます。

要するに、現体制の中でそのコミュニケーションをもう少し上げるような方法論というのがあり得るのかという問題をまず議論しないといけないということと、それからこれも山田知事がどこかの新聞で書かれてたんですが、こういうダムとか堤防強化の問題で相違が起こるのは当初から予測できることだと。当然、治水を中心とする専門技術集団である国交省と、それから流域委員会、多様な分野の人たちが集まっているのでなかなか意見がまとまることも難しい集団です。責任の範囲も、思想の違いもあり得るわけで、それを前提に会議のあり方を合理的に進める方法を考えるべきです。

先ほどの意見聴取の問題も、ここの委員会ですべての各近畿圏域の住民意見聴取ができるほどのものはあり得なくて、先ほどの5,000件、3,000件という住民意見を管理者のほうで一方向的にやっていたらいいと。それについての議論というのは委員会ですべてまとめることはできませんし、コストとスケジュール管理の中で位置づけられるものは何かを明確にする必要があると思います。

私は結論的には、委員会での自己内部での評価による改善問題よりも、やはりここは第三者評価を持ってきて、委員会自身の精神を生かして構造的に機動性の高い諮問組織にすることが重要だと思います。例えば、委員会制度という形式がいいのか、それとも専門ごとのアドバイザー制度ということも考えられます。国の広域連携の計画を立てるための諮問を進める合理的な組織である事を考える必要があります。それから自治体との間で、特に山田知事が発言されてた中では、流域委員会というのは自治体との間の連携がほとんどなくて地域の議論がない、また、それに対する管理も

責務もないというようなことがありました。そういう意味では国のやるべき諮問の技術的な問題と、それから地方の中の必要な委員会との連携や役割分担が必要です。広い住民意見は、むしろサイレントマジョリティーのことを考えれば、地方自治の中でしっかり受けとめるということのほうも私は大事なのではないかと。

そういう役割分担のあり方を組織論も含めて、検討する必要があると考えます。それから委員会の進行の中で国交省の方々の発言の機会が少ないので、委員会への具体的な審議課題の希望というものをを出していただきながら双方コミュニケーションが図れるように改善していくことも必要と非常に思います。

○宮本委員長

では、次、岡田委員。

○岡田委員

岡田です。きょうP D C Aの話と関連して少し私は計画的課題と相互学習プロセスに入ったのではないかということをお願いしたいと思いますので、詳しいことは今おきますが、まず1つは、私の現状認識として、河川管理者のほうでP D C Aで言いますとPからDの段階に踏み込みつつあると考えます。そういう意味では管理者の責任のもとにそういう判断をされて、今「D o」のほうに踏み出されたということですから、現実的事実としてそういうことなんでしょうと思います。ですから、その「P l a n」が「D o」に本当に行くのかどうかということも含めて、これからは河川管理者のほうが問われることになるだろうというふうに思います。

それから、そういう中でこの委員会がどうすべきかということですが、まず私の一つの見解を申し上げます。仮に1カ月前にある意見を最終的にまとめよと言われれば、それはその段階でやったと思いますが、多分それは1つの意見にまとまることはなかったと思います。これからやっても多分1つの意見にはまとまらないと思います。ですから、そういう意味では複数の意見、あるいは代替案を含めてですけれども、その見解は分かれると思います。分かれるけれども、それについてこれからは、原案にそのまま反映はされないかもしれないけれども、どういう意味で分かれるのかということは何らかの形で我々の中で確認しておく必要は責任としてあるのではないかというふうに私は思います。

それからもう1つは、実は私は一番今根本的な問題としてあるのは、複数の代替案が同じまないたの上にならなくてしっかりと相撲をとるといって、そういう計画方式というのが少なくとも管理者のほうはできてないという認識だと思いますし、我々の中にもいろんな見解がありますが、こうあってほしいという立場からはそういうことをいつまでも踏み込まずにいていいのかどうかということ

についてのいら立ちという、そこのある種の乖離の問題があろうかと思います。

ですから、私はその場合に、大きな制度改革の話もありますが、すぐに手に届かないところ以外に、実はやはり少し踏み込んで努力すればこういうところからでも複数の代替案がもっとしっかりと事前に比較検討できるような体制づくりに持っていけるのではないかと。そういう学習過程を我々が申し上げた中から積み上げていくというふうな努力をお願いしたい。そういう意味での具体的な方法とかメッセージというのを出す必要はあるのではないかとというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

寶委員。

○寶委員

寶です。先ほど久委員から「子供のけんか」というのは私が言ったようにご発言がありましたけれど、「子供のけんか」と言われていることについて委員として恥ずかしいと申し上げたわけでございます。

それで、今後のことということで発言させていただきますと、もう計画案が出たということでこの場が計画案を審議する場でないとすればその審議が直に計画に反映されることはないんだろうと思いますけれども、これから知事さんらとの議論の間で修正も入ってくるということもあるわけで、ここの議論がひょっとして関連するのかもしれませんが。

それはともかくとして、私の場合は河川防災ということで今まで幾つか意見を出させていただいているのでいいのですけれども、ほかの委員の方々でまだ出すチャンスがあると思ってたのに出せなかったということもあると思うんですね。それと、委員会としてこれだけやってもうこのまま終わってしまうというのはいかにもしまいとしては悪いと思いますので、今各委員がおっしゃったことはそれぞれ一々もっともだと思っておりますけれども、何らかの形でとりまとめるべきであろうと。それは最終的には岡田委員がおっしゃるように意見集みたいになるかもしれないけれども、とにかく最終的な意見書は、河川管理者は必要としてないかもしれんけれども、我々自身の作業としてはやるべきなのではないかなと。そうでないと、尻すぼみで終わってしまったなということになるわけですね。

私自身は治水防災について委員としての意見を幾つか出しておいてよかったとは思っておりますけれども、そういうとりまとめがあるのであれば参加したいと思いますが、ただ反映されないんだからもう委員会には出ないという委員だってひょっとしたらおられるかもしれませんよね。そうすると、定足数の問題が途端に出てきたり、いろんな問題もあろうと思いますし、あと予算的にあと何回できていつまでにまとめるのかという具体的な手順を考えないとですね。そしたら8月まで4

回ある分をまとめることも考えて、ちょっと数を減らして9月の終わりにはまとめるんだとか12月の終わりにはまとめるんだとか、そういうことができると思うんですけど、その辺がちょっと考えないといけないのではないかなと。今までどおり月2回のペースでやっていけるのかどうか、その辺は考えていただきたいと思いますけどね。以上です。

○宮本委員長

では、山下委員。

○山下委員

この委員会がこれからどう活動していくべきかということについては、私自身は正直言ってよくわからないというか、見えないところがあります。

1つは、私もその場所にいたわけですが、子供のけんかだということの真意はよくわかりません。つまり、子供のけんかではなくて、むしろ河川管理者と流域委員会の間で「対立」というふうに言われる状況がどういうところから生まれてきているのか、一体どこにまさに理由というか原因というのがあるのかということをきちっと見ていただければ、子供のけんかではない、それが河川整備のあり方に関する物すごく大事な論点をめぐって議論をしているんだということが見えてくるはずなんですね。だから、そういう意味では、どういう趣旨で言われたのかわからないですが、私自身はまさに子供のけんかだと言われること自体にいささか、悪く言えば、腹が立っているところがあります。

2つ目が、事ほどさように河川管理者と流域委員会の間でそもそも河川整備のあり方の根本的なところについての議論が対立というか、考え方の違いがある、だからこそそういう状態になったところで初めて河川管理者と流域委員会の間でどうコミュニケーションが図っていけるか、キャッチボールしていけるか、そもそもパートナーとしてやっていけるかということが本当は試されているんだろうというふうに考えています。

しかし、まさにとことん「じゃ、どういうふうにしたらお互いの対立を解消していけるか」ということを、それこそ試行錯誤することなしにこういうことになったというのはお互いにいささか不幸だなと思っています。もう少し時間をかけてでも努力すべきだったと思うし、努力して何らかの対立を解消していく方向性を見出していくということ自体がこの流域委員会のこれから先のあり方を示すものになったはずだし、また全国の河川整備を議論する中でこの流域委員会というやり方が可能性を持っているんだということを示すこともできたのではないかと、その点ではちょっと残念に思っているところです。

ただ、その点についてあれこれ言ってももうしょうがないというところはあるのですが、他方、

こういう状況になって、計画案の議論をやってきたのをがらっと切りかえて「じゃあ、これからは少し長期的な河川整備のあり方をめぐって一般論、抽象論からきちっとやりましょうか」ということは、私はとてもそんな気持ちの切りかえはできない。「じゃあ」と言って何かこれまでのことを一度リセットして淡々と議論していきましようかという気にはとてもなれないです。だからちょっと悩んでいると申しあげました。

ただ、3つ目に、だからといって第3期の流域委員会の議論してきたことが中途半端な状態で終わるといことはいかなものかなとは思っています。だから、何らかの形でこれまでの議論とこの3期の委員会の委員が考えていることというものはきちっとドキュメントとしてまとめておく必要はあるだろう。ただ、それがどういう形でやるのがいいんだろうか、あるいはどういうふうな形でまとめたらいいいんだろうかというところが私自身はまだはっきりはしないところがあります。

そういう形で一区切りはつけよう。ただ、その一区切りつけた上で「じゃあ、今度我々は一体どういう顔をしてここに集まって、どういう顔をして議論したらいいのか」というところの踏ん切りがもう一つつかないということは私自身持っているということを述べておきたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

川上委員。

○川上委員

実は意見ではないんですけども、情報として提供したいと思うんですが、非公式に庶務から聞いたところによりますと、現在のこの節減方式で委員会を開催するならばあと6回ぐらいはできそうだということを聞いております。

○宮本委員長

その話は。まだそんな議論じゃない。では、竹門委員から行きましょう。

○竹門委員

どんな顔をしてこの委員会を開いたらいいかということの一つの提案ですけども、先ほど中村委員のほうから流域委員会の位置づけですね。法的な位置づけとしては決してリジッドに決められるものではないとのご指摘がありました。そして、試行錯誤的に、ある程度柔軟に位置づけも含めて考える余地はあるんじゃないかというご意見がありました。

そういう立場に立てば、流域委員会の目的として河川整備計画原案に対して意見を言う場というふうに小さく位置づけてしまうのではなくて、河川整備計画案ができた上でもさらに河川整備計画をこれから進めていく上で、あるいはでき上がった案を修正していくための意見を言う場というふ

うに考えれば、来年8月まで任期がある我々委員会の存在意義というのは十分に大きい顔ができるんじゃないかと考えます。

もちろん、それについては近畿整備局のほうがそういう位置づけで流域委員会を考えていただかなければ始まらない話ですけれども、ここではそれこそキャッチボールをしてどういうふうに委員会の役割を位置づけるかについてもう一度議論したらいいんじゃないでしょうか。

○宮本委員長

綾委員。

○綾委員

皆さんいろんな意見をおっしゃっていて、私も今までおっしゃっていたことと特に違うような意見を言うつもりもなく、何となく、何となくじゃないですが、今まで議論してきたところが中途半端なままになっているということでは非常にまずいなと思っております。

意見を何らかの形でまとめたほうがいいと。それはもう明らかにそうなんですけれども、そのときにやっぱり費用と時間と労力というのがあります。特に労力というのは物すごく大きな話になって、多分そうなる和我々自身でまとめていかないといけないということになりかねない。私はそう思っているんですけれども、そういうことを前提の上でいろんな議論をお願いしたいと思います。

それともう一つは、提示された原案そのものに対する意見とそれのいろんな、直接、変な言い方をしますが、直接関係ないというか、原案が出てくる過程の話とか、それからそれに含まれていない事項の話とかもう少し上のレベルの問題とか、いろんなことがここでもう今皆さんおっしゃるとおりで出てきていると思うんですよね。それで、それをまた一から始めるという話は、私は正直言って、賛成じゃない。それこそ、議論のための議論とは言いませんけれども、非常にずるずると時間がかかっているという印象を世間に出すということになります。以上です。

○宮本委員長

田中委員。

○田中委員

田中です。

この流域委員会の規約では、整備局長がこの委員会を設置したわけなので、その経緯を見ましても、河川部長も見えてないし、局長も見えておられない。

この大切なきょうの委員会に副委員長並び委員長と会談報告されたのはもちろん賛成ですが、しかし元来の姿としては委員会に出てきて、委員会の中で経緯報告理由等をきちっと説明するのが委員会への義務だと思います。

委員会と整備局はお互いに信頼関係の中で今まで成り立ってお互いに議論しキャッチボールもしてきたわけですから、委員会の場で委員のみんなに説明責任を果たす事が重要と思います。

それと、これからどういうぐあいにしていくかという問題につきましては、この規約の中にもあるんですが、目的の4番目と5番目に計画が策定されるまでは意見を述べることも目的になっておりますし、策定後も審議を行い意見を述べるとしております。で、それについても、竹門委員もおっしゃられましたけれども、そういう形では委員会が今後かかわっていく一つの目的義務もあるわけです。

その意味において今管理者の方にお聞きしたいのは、ではこれから委員会に対してどういう位置づけで諮問されるのか。その辺もお聞きしたいと思います。

○宮本委員長

ちょっとそれはずっとさっきから待ってもらってますので。

○田中委員

ああ、そうですか。すみません。以上です。

○宮本委員長

水野委員。

○水野委員

水野です。私も皆さんの意見と同様なんですけど、私、年が若いせいもあるのもう先へ先へとすぐ考えがちなんですけれども、計画の実行に入るに当たって、これは私たちの意見が反映しているとおっしゃったので、まさにそれこそ反映していただけるかどうかを厳しくチェックできるシステムを今からちゃんと検討するべきじゃないかと思います、進捗状況について。

例えば、必要に応じて見直しをするという「必要」というのはいつ必要なのかと。このままでは河川整備局の皆さんが必要だと思ったら必要で、こちらが必要だと思っても必要と思ってもらえない。まさにPDCAというふうなことをもう既に言っているんですから、次に向かって進捗状況のチェック方法、どういうふうにしたら意見が反映されているか反映されていないか、おかしなことになってないかということ客観的に知事の皆さんや周辺の市民の皆さんがわかりやすいように示せるかというような議論をこの流域委員会が示してもいいんじゃないかと思います。

もちろんその際のチェックの基準は今までの議論をもとにして、さらに一步進んだ議論も踏まえた評価基準を示して、そして今までの議論を評価基準として市民の皆さん、河川整備局の皆さん、みんなが納得できるようにその進捗状況のチェックというものをしてみせるような体制づくりをするのがこれからの議論ではないかと思います。

○宮本委員長

では、次、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。意見がほとんど出尽くしておりますけど、私も同じ方向で、ここでほうり出すことはよくないと。審議は続けるべきです。

それで、やり方については、やはりこういう形で何回もというわけにはいかないかもしれませんですから、作業部会とか何か、そういうことも織りまぜて最後まで3次委員会としてまとまったものを出したいと思います。

それから、今整備計画は案ということになってますけれども、委員会の規約にもありますように、整備計画の変更についてまた問うというような機会もありますから、そういうのにぜひ反映していただくという期待も込めてやはり最後までやり遂げるべきだと思います。以上です。

○宮本委員長

では、深町委員。

○深町委員

私も細かい部分については大半の方と一緒に意見なので、個人としてはやはり来年の8月まで任期があるというふうに考えていますし、その使命である、計画案に対して意見を言うと。まあ、それが今の時点では確かに策定されましたが、今後意見なり検証するというのが仕事だと思いますし、進捗状況の点検というふうなことでも役割を持っていると考えています。さらに、やはり今の3次の委員会が次の、4次と言うか何かわかりませんが、次のこういう意見を言う場が公式な形で位置づけられて、よりいいキャッチボールができるような形で引き継ぐのも任務だというふうに考えています。

○宮本委員長

池野委員。

○池野委員

池野です。私も皆さんとあまり変わらないですけども、今後審議すべき論点というのは整理されてますので、スケジュール観を持ってこれを審議して意見なりの形にまとめる。とりあえず一区切りそこで置くべきでないのかと思っております。それ以後の話はそのときにまた議論すればいいのではないかなという気はいたします。

○宮本委員長

一当たり皆さん方のご意見を聞いたんですけども、この状態で中途半端にやめるというのは、

皆さん方はそうじゃないだろうと。少なくとも論点整理をきちっとすべきだ、あるいは、まとまるまとまらないは別にしても、3次委員会としての最終的な意見をとりまとめるべきだということ、それから、例えばこの流域委員会のあり方みたいな、そういう仕組みについても議論すべきじゃないかという意見もございました。

そういう中でいよいよ河川管理者にお尋ねしたいんですけれども、私ども去年の8月9日に「流域委員会の任務として、下記について要請します。」というペーパーをいただいているんです。1点は「淀川水系河川整備計画(案)を作成するにあたって意見を述べること。」、2点は「整備計画の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること。」、この2点を我々は要請されています。

1点目の「整備計画(案)を作成するにあたって意見を述べること。」については、もう既に整備計画(案)ができてしまっているわけですから、これはもう我々は、この要請文のとおりに行きますと、言うたらもう終わったということです。まあ、しゃくし定規に読めばですね。

もう1点の「進捗の点検にあたって意見を述べること。」は、これは計画ができた後の話ですから、この要請についてもまた今我々の任務ではなくなりました。したがって、去年の8月に我々にされた要請は2つともきょうの時点ではもうないと。今の時点では委員会に要請することはないということに読めるんですよ。

したがって、今まで議論したものの論点整理、最終意見あるいは流域委員会のあり方自体の議論もすべきだというのが今大半の委員から出たわけですが、ここで、河川管理者は私ども3次の委員会にきょう以降何を要請されるのか、これをはっきりしてもらわないと、河川管理者の要請もないのに我々だけが「こうあるべきだ」という議論をしても、またどなたかが税金の無駄遣いだ。河川管理者が要請もしていないのに委員会だけがやっているというふうなですね。

先ほど綾委員がおっしゃいましたが、時間、労力、そんなものをかけていること自体がナンセンスではないかと。幾ら委員会が議論したって、河川管理者がどっちみち意見を聞かないような議論を何で金をかけてやっているんだということになるんですよ。ですから、河川管理者はこの第3次の委員会に対してきょうから何を要請されるのか、これを明確に言っていただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。まず、今の私どもの今後の考え方ということがございましたので、何なりかお伝えたいと思います。このとおり私ども、皆様方に要請いたしました任務はこの2点です。今お話がございましたように計画案を作成したということで、しゃくし定規という言葉もありましたけれども、これについての意見を述べていただくということについては、先ほど冒頭にお話ししましたように、

これまで幅広い意見をいただいて、述べていただいたというふうに思っております。私どもとしては、今後行政として計画策定手続を進めていきますので、この新たな計画案に対しての意見というものは、計画案にはもう反映はできないという状況でございます。

私どもが皆様方をお願いをしたいのは、2点目のところでございます。「計画内容の進捗点検に当たって意見を述べる」ということでございます。計画については、できるだけ早期につくるということと考えておりますけれども、まだその具体的に進捗点検をどのようにやっていくかという事は、明確にどういうプロセスでやっていくかということがなっておりません。今回の計画案の中にも、我々はこの進捗点検を流域委員会のほうにお願いするということも計画案の中に書いてあるところでございますし、これは言うまでもなく我々の意思としてお願いをしているということです。

ただ、そのございましたように、いつどういう時点でこの進捗点検をやっていくと一番効果的なのか、スケジュール観、コストを含めてどうやってやるかというのは、私も今明確に持っているわけではございません。それで、委員会のほうにもまだ、今のお話を聞いているとはっきりしたものがないということもございますので、私どもも、そのコストであるとかスケジュール観であるとか、その実現の可能性であるとか、流域委員会の皆さんと話をし明確にしていきたいというふうに思っております。

○宮本委員長

ちょっと確認しますけれども、そうすると、1点目についてはもう我々は意見を言う立場じゃないということですね。任務は終わりましたということですね。それで、2点目については計画案、計画ができて進捗状況を点検していく、それについては、スケジュールも含めていつになるか今のところはわからないとおっしゃいましたよね。ということは、きょうから、きょうこの後の議論からは、我々は全く河川管理者から何の要請もなくということになるわけですね。中途半端な、まあ本当に糸の切れたたこのような状態になるわけですね。ですから、もう一回聞きますけれども、計画の進捗状況の点検までは、我々に対して河川管理者は何も要請しないということなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。私が申し上げたのがちょっと言葉足らずだったのかもしれませんが、今後どういうふうに進捗点検をしていったらいいのかということがまだ明確になっておりませんから、これをきっちりと整理する必要があると思っております。今から進捗点検をお願いしますと言ってきょう何か私どもが現場に来てくれと言っても、そのような状況が皆さんの中で見えているわけじゃありませんか

ら、どういうふうに進捗点検をしていくかということについて、我々の考えもありますけれども、それを議論して。

○宮本委員長

ちょっと、進捗状況の点検は、計画ができたものに対してやるわけですよね、この文書に書いてあるように。まだ計画ができてないわけですよね、今。計画案ができて府県に提示されている段階ですよね。ですから、これから今まで我々は8月にわたって予定を立ててますけれども、そういうことで、例えば残った論点、課題を議論するということは、河川管理者は当然要請されないわけですね。そういうことになりますね、今のお答えからすると。

今ね、我々委員会の中でこのまま中途半端に終わってはいけない、論点整理をするべきだ、あるいはそれなりの第3次の最終意見を言うべきだという議論がありましたけれども、それについては河川管理者は今のお答えでは、河川管理者として委員会にそんなことを頼みませんということなんですか。そこだけ明快にお答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

しつこく明確にということでのお話がありましたけれども、実際のプロセスとして私が申し上げたように、今計画案を出して計画をつくっていく、それで進捗点検をしていくという大きな流れがずっとつながっていくわけですし、先ほど竹門先生のほうからもお話もございましたように、いろいろ進捗点検に向けてどういうふうにやっていくのか、今まで議論してきていることが、どういうふうに意見としてその中でチェックしていったらいいのかとか、次に対してどうなっているのかということもあると思うんですよね。だから、必ずしも何か進捗点検をどうするのかということについてだって議論は十分できるのではないかということに、私は理解しております。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

淀川の小俣でございます。私どもの局長が18日の日に、今後のスケジュールの中で、我々の考えをまたご説明してご理解いただくようにしていきたいということを、もう一度申しあげたのにも関連しますけれども、我々としてはやはり先ほど来、寶先生もおっしゃいました子供のけんかみたいな話も知事さんから言われている中で、先生方とちゃんとコミュニケーションできる状態にせよということも、またこれは世の中から言われている部分があるわけでございます。片一方では先ほど来先生方もおっしゃっているように、コストの問題ですとか、スケジュール観の問題ですとかいうこともまた片一方で言われているので、きょう先生方からいろんなお話がありました。

これも必ずしも統一されているわけではないのですけれども、ですから我々としては田中委員がおっしゃられましたように、若干局長ではなくて役不足かもしれませんが、整備局を代表

して来ているわけですが、きょうの先生方のご議論を受けて、またコスト、スケジュール観、あるいはこれから我々知事さん、府県といろんなまた調整もさせていただかないといけないので、そういう実務的な対応もごさいます。それを含めて、またどういう形でこの委員会のご希望と我々のそういう社会から、あるいは地域からの要請にこたえていくのがいいのかということは、運営委員会とかですね、またご相談をさせていただければありがたいなということは、きょうご議論を聞いて感じましたけれども。

○宮本委員長

あのね、これははっきりしておかないとね、要するにこれから委員会が継続的に議論を仮にしていったときに、河川管理者からの我々に対する任務について明確でないと、これは全部税金なんですよ。また税金の何を使っているんだという議論が必ず起こるじゃない、起こすでしょう。ですから、はっきりしておかないとだめなんですよ。

これは、我々はちゃんと河川管理者から、こういうことを任務があるから、こういうことでこの議論をしてますということを胸を張って言えないといけないんですよ。皆さん方が何となくぐだぐだと、進捗状況の点検だとか何かそのぐちゃぐちゃ言っているけれども、進捗状況の点検は計画ができてなかったらできないわけですから。その間、要するに、きょうのこの後半部分の議論から、一体どういう位置づけでこの委員会は議論をするかなんですよ。そこを議論しておかないと、これは河川管理者も委員会側も、両方から世の中から問われるわけですよ。これは全部税金を使うわけでしょう、この金をたとえコスト縮減したって。だからそこをはっきりしてくださいと言っているわけですよ。

河川管理者が我々に対してこういうことをやってくださいと言うのなら税金を使えるんですよ。しかし、その辺があいまいであれば、何か委員会だけがまた何となくこの議論のために議論をやっているような、またそういうふうなことも言われかねない。非常に心外なんですよ、この今までの議論が、一般的に言われてきたことがね。我々は必死になってやってきたのに、何か無駄遣いのようなことを言われている。それに対して我々が議論してきたことは全然計画に反映されない。一体この流域委員会の議論は何だったんですか、無駄だったんじゃないかということなんですよ。

ですから、ここはきちっと皆さん方が我々に対して何を要請するのか、そこはきちっとやってください。そうでないと後の後半の議論ができないじゃないですか。後のPDCAにしても統合管理にしても、この議論はもう次に入るわけですよ。もう我々は計画案に対して意見を言えないんですから。言えないようなことを何を議論しているんだということになるでしょう。これは多分きょう聞いている傍聴の方もそうだと思いますよ。

一体何のために委員会はこれから議論するんだと。それをはっきりと河川管理者は、あなた方が打ち切ったんだから言わないとだめですよ、我々に対して。言ってください。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

まず、今委員長のおっしゃったように、要請事項についてはまず1番目についてはもう既に終わっているということは、もうそのとおりでございます。それで、2番目の進捗点検もお願いするということも、これは案に書いてあるとおりでございますので。ということで、委員長のおっしゃるように、それが、案ができないとしないということとか、あるいは将来に向けての、先ほど来先生方もおっしゃっているようなこれまでの議論の整理なりとりまとめをもうしないということであれば、我々としてもお願いすることはないということにはなりますけれども。

○宮本委員長

久委員どうぞ。

○久委員

その点に関してちょっと質問ないし確認をさせていただきたかったんですが、ちょっと言葉遊び的なところもあるかもしれませんが、今スクリーンに映していただいているその2番ですけども、その「進捗の点検に当たって意見を述べること」というのを書いてますね。「点検を行うこと」ではなくて、「点検に当たって意見を述べること」ということを広義に解釈しますと、先ほど井上調査官がおっしゃったように、点検のプロセスと点検のシステムを議論をして、お互い共有をした上で実際の点検をし、そしてそれに対して私たちが意見を言うというようなプロセスとして理解をするということもできると思うんですよね。

そうすると、3番として新しい要請をするのではなくて、この「点検に当たって意見を述べること」を広義に解釈すれば、その点検システムとか点検プロセスをお互い議論して共有するという、そういう要請でこの2番で受けられるというようにも認識できるんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうかということです。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

井上です。今の久委員のお話も、私もすごく理解できるんですけど、多分その概念も非常に、そのレベルの高いところからいろいろあると思うんです。そこが共有できているかという、必ずしも一致しているかどうかわかりませんが、まさしく今ここにあります進捗の点検、これ自身はまずは管理者みずからが計画をどう進捗させていくかというのをみずから点検すべきだというふうに我々は認識しております。そこに対して流域委員会のほうからご意見をきちっといただくということです。

ただ、そのご意見をいただくに当たっては、どういうふうなことをどういうふうな項目で、どういうような観点で整理したらご意見をいただけるのかどうかということについては、何も今は決まっておりません。多分、私の理解としてはこの流域管理であるとかいろんなことも言ってますけれども、こういうふうな中の面から見られるのか、どういう面から見られるのかもまだはっきりしておりません。そういうようなことを含めて、例えば今までやってきた議論の積み重ねということがここに生かせるのであれば、そういうようなための準備をしていただくということはある得るといふふうに認識しております。

○綾委員

そこに書いてある2個目の話なんですけれども、ちょっと文面をはっきりは覚えてませんが、第2期のときにも、まだ整備計画ができてなかった、当然できてなかったわけなんですけれども、基礎案に従って整備は進んでいるわけですよ。それで、その事業点検ということを仕事でやってたわけですよ。それとは、そのときにはちょっと別の基礎案の事業について何かあれしなさいという話で、この案のとおり、2項のとおりという言葉ではなかったんですけれども、それが進捗の点検に当たっての意見なのか、進捗の状況について意見を述べろと言っていることだったのか、どちらかよくははっきり覚えてないんですけれども、私が当初思ってたのは、2期のときにもそういうようなこと、事業点検をやったので、進捗状況の点検をやったので、今期もそれと同じようなことをするのかなという意味で思ってたんですが、何を求めているかということについて確認をちょっとしたいんですけど。私はそういう意味では、委員長がおっしゃったような、計画ができるまではできませんよねというようなこととは思ってたわけです。

○山下委員

山下です。何かちょっと議論がずれかかっているなと思うので、あえてちょっと発言をさせていただきたいんですが、諮問事項に含まれるかどうかということを経済解釈するか新たに諮問をしてもらうかという話なんです、それと今我々が議論すべきこととはちょっと違うと思うんですよ。

我々が今議論するのは、これは河川管理者と流域委員会委員の両方に問われているのは、1つはこれまでの委員会の意見をきちっととりまとめるという作業をするんだと、これについては河川管理者も委員会がそういうことをするというは要請している範囲内だといふふうに了解してくれるのかどうかということで、また委員会としてそれをやるかどうかということです。

それで2つ目は、竹門委員あるいは中村委員から出てきているような、今後のことも考えた議論を積み重ねていこうということについて、委員会としてやりますかどうかということと、河川管理者としては、委員会がそういうことをやるということを委員会に対して要望している範囲内だと

いうふうにちゃんと了解をしていただけるかという、その2つですよ。

それを形式的に、それがどういう形で、今の諮問事項に入るかどうかとかは、それはもう形式的、技術的な話ですよ。だから、河川管理者として流域委員会が今の2つのことについて活動するというのをちゃんと認知してくれるのかどうか、また委員会としてちゃんとやるのかどうか、そこだけ私はきっちりすべきだと思います。

○宮本委員長

私はですね、今おっしゃることと同じで、論点整理しないといけない、あるいは最終的な我々第3次の意見を言わなければならない。あるいは、この第3次委員会の今までのプロセスについてもある程度ちゃんとまとめておかなければならないということが、私は大半の皆さん方の意見だと思うんですね。これ私はもう、この委員会として皆さん方反対はないというふうに、私はその前提で今話をしてたんですけれども。

それに対して、そういうことをこれからこの委員会がやることに対して、今山下さんがおっしゃったのは、河川管理者はそれは、自分たちが要請している委員会に対する任務の中の一環だというふうに、まさに認められるのかどうかという点において、私はこの今のいただいている要請文書では、そういうことになるんですかということを確認してたわけなんですけれども。まあ言うたらまさにこの、我々のこの任務としてそういうことをやるのが、皆さん方は容認されるんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣)

先ほど、ですから、私も今ほど山下先生のおっしゃった中身が、まず先ほど来綾先生とかがおっしゃってましたが、コストとかスケジュールとか、先生方の実務的な対応、我々もそうなんですけれども、そういった中で実現できるものであれば、我々としても対応することはやぶさかでないということをお願いしたつもりなので、そういったものをきょうまた先生方の議論、これから深めていただければ深めていただいて、我々としても、我々はお願している立場ですので、そういった事務的な対応が、コストとかも含めて、委員長がおっしゃってましたように、世の中からもコストについては言われているわけですから、そういった実現性も含めてご相談をさせていただきたいということをお願いしたつもりでございます。

○宮本委員長

物すごい中途半端なんですよ、その答えが。要するに、我々が今こういうことでこれからやらなにかんねと言っている内容を、皆さん方は、それは委員会で勝手にやってくださいと、やるのならやってくださいとおっしゃるのか、あるいはそれは河川管理者としても、我々に対してぜひやってほしいというふうにおっしゃるのか、その後のやり方は別なんですよ。コストとかスケジュールと

か、どういうやり方をするかとか、それはこれから相談したらいいですよ。まず、そのやることに対して皆さん方はどう判断されるんですかということを知っているんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

表現が下手くそなのかもしれませんが、言いたいことは、私どもとしてはこの要請の範囲でやると考えたときに、それが合っているかというようなことを確認しなければならないと思っています。ですから、今山下先生がおっしゃったのもそのことだと思います。

それで、今ご議論していただいて、いろんな方が言われたけれども、これが全部含まれたものが、やっていただくのかどうかもわかりません。委員会として、私どもがやっていただきたいのは、まず進捗の点検をしていく、進捗の点検に当たって意見をいただくのに、今の意見をまとめることが、皆さんのほうも、単に今までの議論を整理するだけじゃなくて、進捗を点検するに当たっての何かその項目を評価するなり、こういうようなことというのをおっしゃっているのかどうかはまだ整理できてない段階で判断を求められても難しいと思っています。私どもは進捗の点検に当たって意見を述べること、これについてを皆さんにお願いしたいと思っておりますので、そのことをどう実施していくかのことを議論しないと、今これを言ってくれないとできないと言っても、やる方向で考える議論をしなくてはいけないと思っているということです。

○宮本委員長

この委員会ね、もう始まってからずっとそうなんです。結局我々が、どうなんですかと聞いたことに対して、何か納得のいく答えがすかつこないんですね。今のもどう解釈していいのかわからないんですよ。だから、ちょっとそこは置いておきます。

要するに、河川管理者は、我々が今ここで残った論点を整理しよう、あるいはそれなりの最終意見をまとめよう、第3次、この委員会のこれまでの経緯をまとめようという意見が各委員から出ました。それについては、各委員皆さん方はそういう作業はやるべきだということでもまずよろしいでしょうか。そこをまず確認します。異議のある方は。川崎さんどうぞ。

○川崎委員

委員会内でそれをするということに関しての意見が多いということは、それは1つの要望です。それに対して私は異論があるわけじゃないんですけれども、やはり諮問2の進捗点検に対して位置づけることが重要です。スケジュール、コスト、実現の方向性という言葉がありましたけれども、ここをまたきちっと議論しておかないと、時間をかけてでも位置づけないと、また双方のコミュニケーションが崩れてきてしまう大事な、私は視点だと思っています。むしろ今ですね、ここの議論の中でたまたま要望が出たわけで、それに対してのいろんな今の現在の動きの中で、やはり河川

管理者の諮問に対する位置づけに対してこちら側も意見を言うことによって、今後の審議がどういう方向に行くのか、また達成度は具体的に何かなのか、ニーズは何なのかということを確認しておかないと委員会の意義が失われます。このまま、なあなあで委員会が独自に進むこと自身は、私は賛成できません。

○宮本委員長

ですから、川崎さんがおっしゃるのは、今まず聞いたのは、我々委員会としてそういうふうな作業をやるべきかどうかと。大半の人はやるべきだとおっしゃったんですね。ですから、それについては皆さん方どうですかと言ったんですけれども、あと河川管理者とどういう位置づけでやるかということは、きょうは決まらないんだから、ある程度時間をかけてやればいいということですね。

○川崎委員

そうです。それと位置づけが決まった段階で、次、これからの4回の議論を位置づけるべきです。

○宮本委員長

そんなん4回とかそんなこと考えてません。

○川崎委員

4回か5回かわかりませんが、これから議論しようとしている内容が、位置づけによって計画の進捗点検に反映されるのであれば、それはそれでまたまとめ方が変わってきます。位置づけを決めた上でその議論の方向性を位置づけることが重要です。

○宮本委員長

そうすると、何も決まらないですよ。これは。

○川崎委員

だから、通常の自治体の委員会であれば、準備が決まらなくて、例えば2カ月、3カ月あくことだって通常あるわけですよ。こんな定期的に数多く開催する委員会の方が稀少なわけで、通常の自治体の委員会では準備期間や見直し機関を設けることはよくあることです。定期的にかかないといけないというよりは、むしろ大事なことをしっかり決めた上で目標度とか達成度を決めた上で議論をしていかないと、今のままでは、中途半端な位置づけです。

○宮本委員長

そうなんですけど、少なくともそういうことを議論しようと思うと、またこういう委員会を開かないといかんわけですよ、そのために、意思決定するために。そうすると、これはまたお金がかかるわけです。

○川崎委員

ええ、そうです。ただ、今後意見を言われて、それに対して議論をするのは1回やればできるわけです。少なくともその会議は無駄なことではないと私は思っており、非常に重要なことだということですが。

○宮本委員長

いや、それは委員会が無駄だと思ってなくても、世間が無駄だと言われるわけですよ。

○川崎委員

いや、それはわからないですね、どちらか。

○宮本委員長

いやいや。

○川崎委員

それよりも、諮問の位置づけが明確でない中で、とりあえず流してしまうというほうが無駄と言われる可能性があるかと。

○宮本委員長

そしたらどうでしょうね、少なくとも、これは今各委員から出されました論点の整理、それからそれに基づいたこの3次の委員会としての意見をまとめていこうということ、それから委員会自体のあり方についての議論もするべきだということについては、それはまずどういう形であれやるべきだというふうな話がありましたので、それについては、今後この委員会としてやっていきたいと思えます。

ただし、今の状態では河川管理者がそのことを我々に要請される、あるいは要請の範囲であるかどうかということについては、河川管理者は判断されてません、今のきょうの時点ではね。そういうことですので、そういう状態であれば、我々がある意味においては何の裏づけもなしに議論をするということになりますので、私はここが一番大事だと思うんですけども、そういうふうな性格の我々のこれからの委員会の議論であれば、私はそこに非常にこだわるんですけども、税金は使えないと思ってます。

それで、この我々委員会が今言うようなことをこれから議論あるいは整理していくというこの委員会は、要するに税金を一切使わずに、我々がそれぞれの、まあ言うたら会議室を借りるなり作業検討部会的なやり方があるかもしれませんが、あるいは場合によってはこれだけみんなが集まるかもしれません。そういうことに対して、我々は一切自分たちの手弁当で議論していくと。ある時点で河川管理者と我々の間で、一応の何か合意ができて、これは河川管理者として、我々に対してき

ちっと要請されることだということが明確になった時点で、再度この委員会の進め方といいますか、いわゆる国から委任された委員会としての活動になると。それまでの間は、我々は一切税金を使わないで、委員会独自として議論を進めていくということ、これは1つの提案ですけれども、いかがでしょうか。竹門さん。

○竹門委員

そこに行く前に、やはり私は河川管理者の側から流域委員会の位置づけを明確にさせていただきたいと思います。例えばこの20日に出された河川整備計画案についてという文書がございますが、この中に流域委員会からの意見もそれなりに反映をしましたという記述がたくさんあるわけですね。

例えば、環境・治水・利水を総合的に検討しなければならないという意見については、その考え方は反映したとあります。しかし、それを進める手だてについては、必ずしも具体的に展開しているわけではない部分もあるわけですね。その2番の計画を策定して、それを進めていくという段階では、この基本的な考え方をどのように展開していくのかについて、あるいは考え方そのものをもう少し明確にするための議論をする必要があると、河川管理者が表明していただければよいと思います。別に1番の表現にこだわらずに、河川整備計画を進めるに当たって流域委員会の意見を聞きたいという要望があれば、十分にできることではないですか。

したがって、ここに書かれている多くの項目について、案は策定はしたものの、具体的にそれを進めるに当たって、この部分がまだ足りないといったものを、河川管理者の側が例えばリストアップして、これについて流域委員会の意見を聞きたいというのもありえると思います。

例えば、環境のコストについて、その具体的な意見が出ませんでしたで終わってますけれども、本来それは河川管理者が主体的に検討をしていただくべきテーマであって、我々が言わなければできないという話ではないと思うんですが、しかし、もしその中身についてももう少し検討する必要があるというふうに判断されて、流域委員会にそれを諮問するというのが、十分今の仕組みの中でもできるのではないんですか。したがって、私はそれをやっていただきたいと思うんですけど。

○宮本委員長

その要請はわかるんです。だけど、きょうの時点ではそういう要請をすともおっしゃらないし、もう少し時間をかけて協議しないとわからないということをおっしゃっているわけで、我々は今言うように、竹門委員がおっしゃったみたいに、こういうことについて委員会に意見を聞きたいんだということをぜひ明快に言ってほしいんだと。そうすれば、我々もちゃんとしたそれなりの位置づけがあって、委員会の議論ができるんだということを申し上げたんだけど、それはきょうの時点ではおっしゃらないものですから、我々としてはぜひそういう要請をしたいわけですよ。河川管

理者がちゃんと自分たちで考えて、委員会に対してこういうことをこれから議論してほしいんだ、これについて意見を欲しいんだということを、我々は欲しいわけです。それはもう要請します。

○竹門委員

今小俣所長がやりましようと言えぱそれで済むんじゃないですか。

○宮本委員長

ですから、私もですね、きょうその淀川の所長なり河川調査官がはっきり言っていただいたら、これで我々は、それならそういうことでやりましようとなるんですよ。だけど、先ほどからおっしゃらないから。恐らくこういうことは、河川部長なり局長が判断されることだろうから多分おっしゃらないと思うんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ちょっと話がまたわからなくなってきたんですけど、新しい諮問をせよということであれば、それは当然組織としてまた新たに諮問をするということなんですけれども、先ほど来ここで議論されていることは、まさにこの今までの山下先生がおっしゃった今までの議論の中で、まずこれまでのとりまとめをされるというような議論がある中で、同じことの繰り返しになってしまっ、また蒸し返しになるのではないかという方もいらっしやれば、いや、少なくともこういったものを整理しておくことは大事だということもあつたので、そういったことを具体的にどういうふうにされるのかなということが我々にも今見えないので、そういうことを先ほど来、コストとかスケジュールとか我々の対応性とかいうことで、またご相談をさせていただきたいということを申し上げたということでございます。ですから、ちょっと我々も今話が見えなくなっているという感じはいたしますけれども。

○寶委員

委員長、よろしいですか。寶です。あんまりそんな問題を難しくしないで、我々はまだ任期は残っているし、2番目に渡された項目が残っているわけですよ。最終意見を仮に今までに出してたとしても、それで案ができて、もう知事に届ける作業が今の時点でされてたはずですよ、もし最終意見が出てたら。そうすると、もう2番しかやっぱり今の時点では残ってないわけで、任期もあるし予算も残っているのであれば、2番についてやりつつ、またちょっと我々として残っているとりまとめがあるんだつたら、それと一緒に、必ずこの2番は議題に上げつつ、もう1つの議題としてやったらいいじゃないですか。

○宮本委員長

そんなごまかしはだめです。それはだめです。

○山下委員

今の淀川の所長のお答えだと、つまり私が理解したのは、この3次の委員会のこれまでの議論なりプロセスなり、あるいはそれをとりまとめる、あるいはその積み残された今後の課題として上がってきたもので、議論が中途半端になっているものを取りあえず一区切りつけるということについて、どういうやり方で、どういうスケジュールでやるかということを経済委員会のほうで議論して示していただければ、それに対して、では結構ですと言うか言わないかということの答えはしますというふうに私は理解したんですね。だから、漠としてこういうことをやりたいんだけどと言われても答えようがないから、どういうスケジュールでどういうふうにやるかというところを、これからむしろ詰めませんか、議論をある程度、そうしたらむしろ答えはちゃんと出すということでしょうか。

○宮本委員長

だけど、山下さんね、もともと我々は残された論点について8月の末まで委員会スケジュールを組んでいるわけですよ。それについては河川管理者も承知されているわけですよ。それが今ここで打ち切られるかどうかですね、まず少なくとも。

○山下委員

うん、いやだから。よろしいか。あと、とりあえず我々は8月末までのスケジュールを組んで、こういう順番でやろうかということを決めたわけですよ。だから、そういう前提で、ではどうなのと。だからむしろ私は逆に聞き返したい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。審議未了事項について8月まで予定を組んでいただいているという件についての私どもの考え方は、今計画案については作成をいたしましたので、これにそこでいただいた意見を反映することはできませんけれども、事業の実施の過程でできるだけ反映をしていきたいと思っておりますので、そこでとりまとめたいただいた意見については、その事業実施の中で、この進捗点検も含めてですね、事業実施の中で進めていくというふうに考えております。

○山下委員

だから、それは委員会として8月、とりあえず8月末までこの予定で委員会を開催して、そこで予定している議論をやっていくことは、河川管理者としては当然それは容認しているという理解でよろしいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい、そうです。

○宮本委員長

それは、しかし何のために我々にそれをやらせるんですか。

○山下委員

それは、この2の目的の中でやっていただきたいと。

○宮本委員長

それは、進捗状況の点検ということに資するという意味でやるということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

そうです。

○宮本委員長

そんなことで、本当にこれ、我々が仮に河川管理者と我々が、ここでああ、そうだそうだということにしたとして。

これは本当に世の中の方がそうだと、それで税金使って結構ですという話に、私はならないと思うんですよ。あれはあくまでも、原案に対する最終意見を我々は述べると、そのために8月までああいう議論をしようとしてたわけですよ。しかし、その議論をしたって、もう原案には、計画には反映されないわけでしょう。そんな反映されないものの議論を、次のいつできるかわからない計画の進捗状況の点検のための議論ですと言って、そういうふうなことが本当にこれは許されるんですか。私は少なくとも、今の河川管理者のことは置いておいて、委員会として本当に皆さんこれでいいんですか、我々。これで本当にこういうことでこの会議をやってですよ、幾らコスト削減したってかなりのお金がかかるわけですよ。それで本当にこの委員会は、皆さん方、これで持つんですか。

○水山委員

水山です。しり切れトンボでないようにしないといかんのは皆さん同じように思っておられるので、もともとまとめるという言葉が、一つにまとめるという意味ではもはやないと思いますので、ですからマジョリティーの意見、少数の意見、そういうものを整理していくと。もう汽車が出てしまった後ろから何か言っておる感じですけれども、やっぱり委員会としては、出ていってしまっただけで反映されないと言われながらも、記録として各項目にこういう意見、マジョリティーはこうで、少数意見はこういうのがあったというのは、残った項目がないままに、しかも中間の意見はあったけれども、議事録でついたかついてないかわからんような状態でというのはやっぱりまずいので、その制限の中でそれはやっていただくべきだと思います。

○宮本委員長

ですから、そういうことをやるのは皆さん一致しているんですよ。

○水山委員

だから、それをやればいいじゃないですか。

○宮本委員長

一致しているんだけど、そのやり方として、要するにそのやることに対して、これまでと同じように税金で運営するんですかということを知っているんですよ。

○水山委員

私はやればいいと思いますよ。何の問題もないと。

○宮本委員長

だから、そこが皆さん方はどうですかということです。

田中委員。

○田中委員

委員長にお聞きしたいんですが、まとめた提言か意見か今おっしゃったような形は、それは社会に対して、第3次委員会の独自の記録としてまとめておくのか、それともそれをどこかに提言、意見書として提出するところが、あるいはするという形をとるのか、それはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○宮本委員長

それは委員会としてまとめて、私はそれは世の中に対して公表するということだと思ってます。

○田中委員

河川管理者に提出するというものではないということですね。

○宮本委員長

河川管理者からそういう要請はないんですから、我々は今さらそんな意見を河川管理者に出せる筋合いじゃないんじゃないですか。反映されないんですから。

○田中委員

わかりました。

○岡田委員

岡田です。私も水山委員と同じように、先ほども申し上げましたが、意見はここでまとめるべきだと思っています。まとめるというのは、実は、一つにはまとまらないと、私はもう前から繰り返していますが、ただ、意見があることについてそれなりの見解を示しておくというのは重要だと思い

ます。しかも、それは時間を限定すべきだと思います。ですから、例えば8月末なら8月末とか、そういうことを限定すべきだと思います。

○宮本委員長

それはいいですよ。それはもういいんですけども、私が今問題にしているのは、どういう格好でやるかなんですよ。こういうふうな委員会を後、同じように何回かやって、そういう作業をするのか、それについては当然さっきも言いましたけれども予算が絡んできますから、我々とすれば、ただ単に委員会が、我々が中途半端だからまとめておこうと、それはもう大賛成、みんなそうなんですよ。その作業を、我々は自立的にやるべきなのか、あるいは従来と同じようなこの格好で予算を使ってやるのか、そこなんです。そこを私は本当に問われるところやと思うんですよ。

要するに、我々が幾ら議論したって計画には反映されなかったと。その上でなおかつ議論をして、何か委員会の意見を取りまとめる、それは一体国民からしたら何のためになるんだと。我々は我々なりのやっぱりけじめをつけたい。そのけじめというのは我々委員会のやっぱり思いですから、それであれば委員会が、それこそ自主的にやるべきなんじゃないかなという、私はそういう思いはあるということです。

○水山委員

水山です。委員長のおっしゃるところもわかったし、確かに議論というのは必要かというのがあるので、項目ごとに既に整理はできて、項目は整理されているわけですから。だから、それぞれの意見を文書的に処理をして、そしてちょっと取りまとめ役が大変だけれども、整理してもらって、最後そういう、これが一応今回の我々としての、いろんな意見も含めての意味ですが、我々としての意見ですよというのを1回だけは集まって、こういう格好になりましたと。細かいポイントは何かありますかと、そういう話は1回あっていいんじゃないかと思います。議論して意見を交換し合うのは、そういう今の委員長の気持ちを考えると、私は自主的にやってもいいけれども、こういう公開のこういうやり方はやめて、とにかく整理に向かってやると、文書でやるというのでいいんじゃないかと思いますけど。

○宮本委員長

では、1点確認します。それぞれ担当が決まって、論点整理の担当が決まっていますよね。その人が中心になって、作業検討部会というのを今までやってたわけです、数人グループでね。それをやって、それから当然各委員からもメールなりで意見をもらうという格好で、その作業検討会という形式で今の論点整理、あるいは最終的な意見のとりまとめ的な作業を行っていくと。それで、ある時点で一度こういうふうな委員会を開催して、それでそこで、まあ言えば世の中に対してオープン

にするという、今の水山委員のご提案ですけれども、いかがでしょうか。

○寶委員

先ほどの委員長のご提案も1つの形式かと思うんですけどね。ただ、別途やるということであれば、それは本当に公式の委員会の議論になるのか、その結果を公式に流域委員会の名前を使って、あるいは委員長の名前を使って出せるのかどうかという、その問題は残ると思うんですけど。ですから、今水山委員がおっしゃったように、最終的には1回はそういうオーソライズしたことをやっておかないと、それはもう勝手に集まって同好会でやっただけのものになってしまうので、それは注意しないといけないんじゃないですか。

○千代延委員

千代延です。今水山委員の、やり方についてですね、ああいうやり方がいいんじゃないかと思うんです。それで、寶委員のおっしゃることはもっともで、だからその最終のとりまとめのときは、こういう席を設けて、あくまでも委員会としてのものにして残したいと、そういうふうに思います。

○山下委員

山下です。私はちょっと気になるところがあります。というのは、1つは、委員会としての活動であるのであれば、それは当然委員会として必要な経費というのは、それは従来どおりの形で支出したって別段問題はないのではないかとということが1つ。

2つ目に、もちろんその最終的なところで委員会として了解をするんだというお話でしたが、それだと、それこそその最終のとりまとめが一体どういうプロセスでつくられてきたのかということが今度は見えない、オープンでない形でとりまとめてしまうことになるのではないかと、だからその点はどう考えるかというところは、ちょっと気になったところではあります。

○宮本委員長

先ほど言いました作業検討部会をやるというのは、これはオープンですよ。当然オープンでやるということですよ。こういう大委員会を何回か重ねるんじゃなしに、担当が核になって議論するけれども、それは基本的にはオープンでやるということです。当然それはそういうことです。なおかつ、最後のそういう作業、それから最後の何か一回みんなが集まろうというのも、私はこれは全部含めて手弁当だと思っているんですけど。そんな、先ほどおっしゃったみたいに、委員会としてきちっとやるのであれば、委員会としての任務としてやるのなら堂々と予算を使えばいいですよ。

○山下委員

山下です。私が申し上げたのは、委員会としての活動であるならば、それは委員会としての費用というのは当然あり得るだろうということです。

○宮本委員長

ですから、それは委員会側としてはやるんだけど、それを今の時点では河川管理者は我々に対して要請されていないんだから、要請されていないことを我々がやったときに、どうして予算が出るんですかと聞いているわけです。

○山下委員

というよりも、要請されていないことをそもそも委員会でできるんですか。

○宮本委員長

それはだけど、皆さん方が今ここでやるべきだとおっしゃったんじゃないんですか。要請があるうがなかろうが。

○山下委員

いや、でも要請がないことを委員会の名前でそもそもするというのが、あるいは要請されていないことを委員会として、そもそも委員会の名前で公にできるんですか。

○宮本委員長

そうすると、河川管理者は今我々に要請されていないんですから、結局要請されなかったら何もしませんということで、ここで打ち切りということになるんですよ。

○本多委員

本多です。今問題になっているのは、要するに委員会の正規の活動なのか有志による自主的な活動なのかという問題だろうと思うんです。その前に、でも確かに委員会は今から何を議論してももう河川整備計画案には反映しないのかもしれないけれども、現状でまだ知事さんたちが理解を十分されていない、また市民の住民意見も反映していかないといけないというプロセスがまだ残っているわけですね。その中で、今知事さんたちもどうして普通ならすっと理解されることが十分理解できなかったり、いろいろ物議を醸しているかというその中心にこの流域委員会の議論があったことは間違いないと思うんです。

そうすると、我々としてはやっぱり今後の知事さんの判断や流域住民の意見を聞いていただく上において、我々の考えを示しておくことはとても重要なことだと思うんですね。それを有志のボランティアの自主的な活動でやるのか、それとも正規の委員会でやるのかということだけでも、これはもう正規の委員会としての委託がない以上は自主的な活動になるのかもしれませんが、我々の使命としては、やはりそれは委員会の正式な活動じゃないからやりませんということは、知事さんや流域住民の人のことを考えるとやらざるを得ないんじゃないかという気が私はするんですけども。以上です。

○山下委員

ちょっと誤解を招いたら私の言葉が足らなかったと思うんですが、私はやるべきだということに賛成します。

2つ目に、しかし委員会の委員有志の活動でやるというのは、望ましくないと思ってます。これはやっぱり委員会としてやるものだと。委員会としての意見としてとりまとめて公にするものだということにはこだわってます。だから、それは委員会の委員が何人か集まっての意見という形ではあってはならないと思ってます。

3つ目に、委員長は手弁当でやるべきだろうというご主張なんだけれども、私は委員会としての活動であるならば、それはまさに委員会として必要な経費は河川管理者に対してちゃんと要求すべきではないかというふうに思っているということを申し上げたんです。

○宮本委員長

ですからその要請が、河川管理者は「うん」と今おっしゃってないから。おっしゃらなかったら結局この委員会は、有志であろうが何であろうがもうその議論はやりませんということになるじゃないですかと。

○山下委員

まずはそういう後始末をするんだから、後始末というかとりまとめをするんだから、それは委員会としての活動なんだから、それは河川管理者としてはちゃんと面倒を見るべきではないですかということをまず私は要求したいということです。

○綾委員

済みません。先ほど委員長が非常に重要なことをおっしゃったと思うんですけど、それはだれに向かってまとめたものを出すかということですよ。多分河川管理者の方は、その立場になってみればよくわかると思うんですけど、今さら1番の意見を述べるということをもう一回蒸し返したくないでしょう。そんなのは当たり前の話ですよ。もらいたくないわけですよ、そういう意味での意見は。それはもう明らかな話で。ところが我々としてはやっぱり、3次の委員会でいろいろ議論をやったことを、もうしり切れトンボみたいな話になっているし、何かちゃんとしたものを残したいという意識はあるわけですよ。

○宮本委員長

はい。

○綾委員

だから、それは世間に向かって出すという話になったら、そういうお金をだれが出すかという話

になると、委員長が言うような公の金でなくて何か別の方法で考えて出すということが可能性としては非常に大きいですから、最終的な、まとめるのはいいけどそれをどうするかということも含めて考えないと、余り実際のことにはならないと思うんですけど。

○中村委員

今の綾委員の意見に非常に近いんですけども、私は、この意見とりまとめそれから論点整理も含めて、1番の範囲でまさに今この神髓に入ってきたところだと思っているわけです。それは河川管理者がどういうふうな行政的手続を踏んでの中での解釈をどうこうということよりも、今おっしゃったように社会的に、まさにそういうことが社会が知りたいわけですよね。どこに論点の違いがあり、どういうことが非常に重要であり、原案を進めていく中で非常にうまくいくところ、うまくいくことが懸念されるところが明らかになって、今後の社会的なプロセスの決定のプロセスの中で当然揺り戻しもあるだろうし、汽車が立ち往生してしまうということもあり得るわけですよ。過去にもそういうことがあったし。そういう中での委員会の役割なんですね、これは。

それを河川管理者が、河川部長なりがそのものずばりにぼんと答えるかどうかは別として、委員会の活動を論点整理ととりまとめと幅広い意見の集約ということでぜひやってくださいということをお願いいただけるかどうかというのが、この二、三日中に河川部長から正式に委員長あてにいただければ、そうじゃないかそうであるかということがわかると。それが今はわからないんですから、委員長が言うように、現時点ではとりあえず作業を進めましょうと。それは手弁当でやりましょうと。ただ、この数日間の中にそれが明らかになるというふうに考えて、次の議題に進んでいったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○川崎委員

川崎です。今の今後の4つの問題というのは、長期の50年100年にわたって考え方を左右するかもしれないという基本的な問題も含めているわけです。例えば、それが長期の新たな河川目標像に取り組む方法論とかそれに対する検討ということで新たに諮問としてもう一つ挙げていただくのか、それとも2番の中で、計画内容の進捗の点検の中でこういうPDCAとか統合的管理を位置づけていくとか、どこかに位置づける可能性があると思います。河川管理者の要請がない中で有志でやっても、意義がないと思います。それは山下委員と同じ意見です。時間をかけてでも結構なんですけど、諮問の位置づけをはっきりとしていただいて、その答えを待ってから動いても遅くないと思います。委員会が独自に動くならば、諮問委員会の範ちゅうから外れると考えます。以上です。

○本多委員

本多です。委員会の有志でやるものでは恐らくないと思うんですけど。この委員会は、委員長

が招集する権限を持っておられるはずなんですね。河川管理者ではない。委員長があくまでも招集する権限を持っておられますから、正式な委員会であるかないかは、まさに宮本委員長が正式に招集されるかどうかにかかっていると思うんです。ただ、それに対して河川管理者は、別にその委員会に何も求めていないからかわりませんということはあるかもしれないですね。

でも、私たちがやらなあかんことは確かに使命としてあるわけですから、それはやはり委員会として正式にやらなあかんけれども、それに河川管理者がかかわってくれるかどうかはわからないから、手弁当になるかもしれないですよという整理をしているつもりで、そういう手弁当の正式な委員会で結論をしっかりと出して、知事さんや住民の皆さんに対して私たちの考えをちゃんと示しておくという必要はあるやろうと。そういう意味で正式な委員会を私は宮本委員長に招集していただきたいし、それに河川管理者が「知らないよ」と言うことがあったとしても、我々は手弁当でやりましょうということじゃないのかなと思います。以上です。

○宮本委員長

私も今の本多さんの整理が一番すっきりした整理かなというふうに思います。

○山下委員

余りこだわるわけではないのですが、私が理解をしているのは、河川管理者がかかわるかどうか、あるいは河川管理者からの諮問があるかどうかという話と、委員会の活動についての経費を河川管理者が負担するというのは全然別の問題だと思ってます。すなわち、諮問があろうとなかろうと、委員会としてこういう活動はすべきだとしてすると。委員会としての活動であるならば、それは設置をしてその費用を負担する河川管理者が当然負うべきものだということにこだわっているだけです。

ただ、その上で、それでもなおかつ河川管理者のほうが「いや、それはそんなものにお金は出したくない」とか「出さない」と言うのであれば、それは手弁当ということも最悪あり得るということとは了解はしている。ただ、まずもって委員会としてちゃんとやるのであればちゃんとやろうと、ちゃんと経費も河川管理者に負担するように要求しようということをまず第一に言うべきであろうということにこだわっただけです。

○宮本委員長

まず、さっき本多さんがおっしゃったみたいに、正式な委員会活動として残った論点整理と意見とりまとめはやっていきましょうと。それに対して河川管理者が予算を使われるかどうかということについては、これは河川管理者の判断です。最悪のケースは、我々委員会は正式な委員会としてもみんなの手弁当でやるということでもいいですか。よろしいですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

ちょっと確認をさせてください。山下委員がおっしゃった、審議をしている内容と委員会の運営は別物だというふうにおっしゃってますけど、我々は昨年の方に皆さんにこういうことでお願いをしたいということ、委員にはまず基本的任務として私どもこの2点を最初に委員の就任のときをお願いして、この任務についても同じことをお願いしていると。どれぐらいの幅を見るのかというのは別にしろ、我々が諮問している話と委員会の活動というのは当然リンクをしている話だというふうにしてます。ただ、そのお願いした中の意見の述べ方であるとかそういうことをどういうふうにするのかということについては、これまでもずっとやってきたように、委員会の自主性とか公開性とかそういうことについては、委員会の自主性を重んじるということやってきたということだと思います。そこについてちょっと私の認識が違っているのか確認をしたいので、もう一度解説をしていただけないでしょうか。

○山下委員

もう一回言ってくれますか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

先ほど、諮問をしているということとその諮問をしている内容にかかわらず委員会として活動することとは別だというふうにお話をされたと思ったんですけども。

○山下委員

委員会としては、委員会として諮問されたことに関連して当然必要な範囲の活動であるというふうにして認識をして委員会を行うということだと私は理解をしておりますけど。要するに、これまでの委員会の活動を集約してとりまとめて次につないでいくための議論をする、議論というか、とりまとめをするというのは、委員会の当然の活動。要するに、これまで委員会としてゆだねられていた活動それ自体でないかもしれないけれども、当然それに派生するというか、あるいは広く見れば含まれる活動だと理解をしていると。だから、ということですよ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

わかりました。それであれば、今の意見をとりまとめられるということは、我々がお願いしている1なのか2なのかどちらの解釈として今おっしゃっているということですか。

○山下委員

どっちでもええやん。そんなもん。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

それこそどちらでもという、そういうことにこだわりますか。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。それは委員会側からどっちだと言うことじゃないんですよ。それは河川管理者がどう判断するかなんですよ。我々はこの委員会としてやるべきことがある、社会的な責任もある、ですからこういうこととしてはきちっととりまとめておきたいということは一致したわけ。

それに対して今度河川管理者側が、そんなことは委員会が勝手にやったらいいんですよと言われるのか、あるいはこうこういう位置づけでやはり河川管理者としても従来どおりフォローするとおっしゃるのか。それは河川管理者が判断を示されたいんですよ。で、もしも「あんたたち勝手にやってよ」と言うんなら、我々は手弁当でもやりますと言っているわけですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

そこについて十分やっておかないと、今までと同じようなことで何か関係について云々かんぬんと言われてしまうので、その今のことは重要だと思って私は申し上げておるんです。それで我々としては、申し上げましたように計画案についての意見を述べていただくということの任務は今はまだもう終わっているということで、次に進捗の点検に移っていただきたいと。それに資するようなやり方の中で何ができるのかというようなことで考えたいと言っているわけです。

○寶委員

寶です。今の山下副委員長と宮本委員長の「どちらでもいいんだ」というお話であれば、2の議題を常に上げつつ、この審議・とりまとめもやったらいいじゃないんですか。そうはいかんですか。だってそうじゃないと集まる根拠がないという話ですから、2を根拠に集まって。

○宮本委員長

いやいや。ですからそれは、2を根拠にして従来どおりこういう格好でやるということでしょう。

○寶委員

そうですね。

○宮本委員長

ですけどそれは、今ここで議論しているのは進捗状況の点検ということをもろに言っているんじゃないし、もともとのみんなの発想は、今の原案に対してこの意見を言うということが中途半端だから、これについては我々としては社会的にもきちっと我々なりの意見はまとめるべきだということと言っているわけですよ。

○寶委員

そうです。それはもう。

○宮本委員長

それを2のほうだと、まあ言うたら2の中に含めるというのは、これは世の中はわかりにくいと私は思います。

○竇委員

2の中に含めると言っているんじゃないくて、毎回の議題の一番目に2を上げて、もう一つの議題として。

○宮本委員長

要するに、それを名目に会議を開いて、本当の議論は別のことをやるということになるじゃないですか。それは、それこそ一体何の、何かごまかして何かやっとなるわとなりますよ。

○竇委員

だけどさっき「どっちでもいい」とおっしゃったのはどういう意味なんですか。

○山下委員

そういう意味じゃない。

○久委員

済みません。久です。こういう議論が「子どものけんか」だと言われてしまうと思うんですよね。先ほど宮本委員長が1番か2番か考えることは河川管理者の責任じゃないですかというのはそのとおりだと思ってまして、私たちは私たちの社会的責任として今最終的にとりまとめをしたいと言っているわけですから、それに対してどういう論拠・根拠で公益性を担保できるかということ、汗かき知恵を働かせてほしいと。そういうやりとりが大人の議論だと思うので、そこをよろしく願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

ですから、まさに今久先生のおっしゃったように、我々としてはそれを具体的にどういうやり方でやるのかということが先生方からもいろんな議論が出ているわけですね、本当にまたもとの蒸し返しになってしまうじゃないかから始まって。それを短期間の中で実現可能な範囲でやろうという中身が見えてくれば、我々としてもそれについて対応していきたいということをさっきから申し上げているわけです。

○宮本委員長

いいんです。だから、それは幾ら時間かけようがそれは知らないけれども、河川管理者が、そこについてはボールを今渡したんだから、あとは判断してくださいと。我々がこれからまさにどういう論議をして何をするのかというのは、我々は最悪の場合には自分たち手弁当でやると言っている

んだから、それを見て皆さん方が判断して、これについては河川管理者としてどう関与すべきなのかということ判断していただいたらいいですよ。

○久委員

久です。先ほど綾委員がおっしゃったとおりだと思うんですよ。1番で公益性はもう担保できないわけですから、2番をどう解釈するか残ってないわけでしょう。ということだと思います。それで、どうのように解釈するかというのは、まず河川管理者に考えていただいて、「いや、ちょっと知恵がないんです」とか、あるいは「もうちょっと一緒に考えさせてください」というんやったら、それは一緒に議論したらいいと思うんですけども。

○川上委員

今、寶さんのご意見を伺って思ったんですけども、こういう諮問事項の拡大解釈は我々委員が云々することではないと思います。もしこれを拡大解釈するか縮小解釈するとすれば、それは河川管理者がおやりになることであると、そのように思います。

○寶委員

寶です。副委員長と委員長が「どっちでもええやん」なんておっしゃるので、どういう意味のかなと。

○宮本委員長

そこはこの言葉のやりとりの話なんでね。

○寶委員

でしょう。ですからそんなことなので。

○宮本委員長

それについてはさっきから言っているように。

○寶委員

子どものけんかなんて言われるわけでしょう。

○宮本委員長

いやいや。それこそ子どものけんかですよ。非常に子どものけんかはやはり言葉になりましたけどね。

もう時間があれなので、もう一回確認します。中途半端に終わっている論点整理、それから意見のとりまとめについては、継続して正式に委員会の活動としてやります。これについては、基本的にはやっぱり費用の面もありますので、こういう委員会を随時やるわけにはいきませんので、作業検討会という格好でやります。ただしこれは水面下でやるのではなしに、当然オープンな格好でや

ります。ただ、傍聴の人数制限はできるかどうかわかりませんが、その辺はご容赦ください。我々のこういう活動に対して、あとは河川管理者がどのように判断されるのかということですので、最悪の場合には我々は基本的には委員会として自分たちで費用負担をして行うということで今後のことについては進めたいと思います。

ほかに何か今後について当面確認すべきことは。

○山下委員

済みません。もう1つだけ。今の点については了解をしました。もう1つだけ、これは委員会としてどうするか私が気になっているのは、竹門委員あるいは中村委員等から最初出ていた委員会として今後のことも考えて大きな方向性というのをきちっと議論すべきではないか、あるいは、流域委員会のあり方というのもちよっと考えておく必要があるのではないか、あるいは、現行のスキーム自体妥当かどうかという議論もしておくべきではないかという話があったのですが、それは今回の議論のとりまとめという中でおさめる話なのか、それともそれとは別に委員会として検討するということになるのか、そこがちょっと気になったのですが。

○宮本委員長

基本的には私はまず我々が継続してきた論点について審議する、そしてそれをとりまとめるというのを集中すべきだと思います。その議論の中で恐らくPDCAの議論なんかに入ってくると、おっしゃったみたいにこの委員会自体のあり方といいますか、あるいは河川整備計画に対する我々のかわりみたいなものも出てくると思うので、まずそこに集中してやって、その時点でさらにもっと根本的な議論をすべきだという話になったら、その時点でもう一回考えるということにしたらどうでしょうか。いいですか、中村委員、竹門委員。

○中村委員

はい、そういうことです。

○川上委員

もう1つ重要なことがあると思うんですけども、18日の局長との会見のときに、整備局のほうで流域委員会に河川整備計画案について説明したいというふうにおっしゃってました。計画案じゃなくて堤防と洪水対策について十分説明を尽くしたいというふうにおっしゃってました。それを委員会としては受けるかどうかですね。それを検討する必要があるんじゃないかと思います。

○宮本委員長

これは、この前発表した整備計画案の概要を委員会にも説明したい、それから堤防の強化と洪水対策についても説明したいという話が、けさも河川管理者のほうからありました。ただしこれは、

18日に局長がおっしゃったのは「審議ではありません」と、「皆さん方が誤解されているから、我々が皆さん方に説明するんです」ということをおっしゃった。私は、この場というのはあくまでも審議をして意見を言う場ですので、一方的な説明であれば、この委員会の場でやっていただくというんじゃないし、別途河川管理者が説明会という格好でやられたらいいんじゃないかなと思います。そうでないと、委員会の場でそういうふうな一方的なご説明だけ聞くと、なおかつ計画案については我々意見が中途半端でやられて一方的に説明を受けるというのは、この委員会の場でやるのは少なくともないのではないかなというふうに思いますけれども。

基本的には私は、我々は聞けばいいんですけれども、それは委員会ではなしに河川管理者が説明会としてやられると。それを委員が聞くということであれば別に同じことだと思えるんですけれども。どうでしょうか、皆さん。あえてこの委員会を開催してそこでそういう説明を聞くという必要性、あるいはそれ自体何のためにお金まで使って委員会を開いてそういうことをやるんだという話になると思うんですけれども、ご意見ございますでしょうか。

○綾委員

済みません。綾です。宮本委員長のおっしゃっていることは、委員会としてそれをするのではなくて、管理者のほうから委員の人に呼びかけていただいてそういう会をしていただいたら結構だという意味ですね。

○宮本委員長

それは委員だけではなくても結構ですし、何か多分いろんな説明会をされると思うんで、委員だけ集めてもらうのも結構ですし、あるいはほかの人と一緒に委員も来て聞いてくださいというので私も結構かと思うんですけど。

○綾委員

管理者は、きょうの紙にも書いてありましたけど、3つぐらい何かいろいろ説明会をやりまして書いてあったので、そういう形の一環かなと思ったわけなんですけれども。

○宮本委員長

はい。

○寶委員

そういうご要望があつて、それを丁重にはお断りするということですね。別の機会で行ってくださいということですね。ですから、その辺はまた「流域委員会は拒絶した」とかそんなふうにとられないように。どうせまたそういうふうにならされてしまうんですよ。ですから、そういうことがないように。

○宮本委員長

だから今言ったように、委員会はお聞きしますと。しかし、説明会として位置づけてほしいと言っているだけの話なんで。

○寶委員

そういうことを覚悟して我々も考えておかんといかんと思うんですよ。

○宮本委員長

逆に、審議もできなくて一方的な説明をするのに、またこれに委員会経費を使うということ自体が私は非常に心外です。

それでは、今の説明についてはそういうことで、説明会を開いてもらおうと。それに我々は当然関心があるわけですから聞くということでもまいりたいというふうに思います。

一応、今後の進め方について大分時間をとったんですけれども、ほかに何か特に確認すべきことはございますでしょうか。

それでは、今から15分ほど休憩をとりまして、実は予定は1時までになってますけれども、少しだけ時間を延長させてもらおうということで、これから15分休憩ということにさせていただきます。

庶務お願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。それでは、50分まで休憩といたします。

[午後 0時35分 休憩]

[午後 0時50分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開したいと思います。委員長よろしくお願ひいたします。

○宮本委員長

それでは、後半いきたいと思ひます。

実はきょう、今後審議すべき論点ということで、「流域の統合管理システム」と「住民意見聴取反映」それから「計画のマネジメントシステム（PDCA）」を予定しておりましたけれども、冒頭の今後の進め方について時間をとってしまいましたので、今後の審議すべき論点については、流域の統合管理システムだけきょうはやりたいと思ひます。

そして、住民意見聴取反映と計画マネジメントシステム（PDCA）については、岡田委員・寶委員・山下委員のほうで用意していただきましたけれども、これについては次回以降の作業検討会ということで進めてもらおうということにさせていただきます。ご了承願ひたいと思ひます。

それでは、流域の統合管理システムについて竹門委員のほうからお願いいたします。

○竹門委員

それでは、用意しましたパワーポイントがございますので、お手元の資料と照らし合わせてごらんください。まず最初に論点整理ということで、流域統合管理システムの、これまで各委員から出された論点を「必要性」と「課題」という形で整理いたしました。必要性については、前回の委員会でもおおよそ出ているものがほとんどですけれども、今回はそれを論点という形で短い文章でとりまとめましたので、順次説明させていただきたいと思います。

必要性については1) から5)、「環境保全」「治水」「土砂管理」「利水・渇水対策」「環境影響評価」の各視点から流域の統合的な管理システムが必要であることを説明します。これらの必要性に応じてつくられるべき管理システムがどのような手順でつくられるべきかが大きな問題です。さらに、それをつくり運用していく上でどのような課題があるかを1) から6) までまとめました。では、次のページをお願いいたします。

まず、必要性についてですけれども、最初の文章で書かれておりますのは、河川管理者のほうからの説明では、必要性はわかる。基本的な考え方としても、総合的に環境・治水・利水を総合的に検討していく必要性はあるということでした。しかし、それを統合的に管理していく仕組みについては、整備期間中に費用面の対応が困難である、あるいは技術的な課題がある、あるいは河川管理者だけでは対応できないといった状況から、具体的施策としては今回の案に反映しておりませんと書いてございました。

しかし、社会的な要請からしますと、各種法整備が進んできておまして、それらを総合してシステムをつくっていくという社会的な背景については整ってきているのではないかというのが最初の文章です。そもそも、「治水・利水を柱とした旧河川法下での河川整備の方針では、河川生態系・湖沼生態系・沿岸生態系の劣化をとめられない」という認識から新河川法ができてきたと。それと同じ時期に、食料・農業・農村基本法、海岸法、それから森林・林業基本法、自然再生推進法、特定外来生物法が順次できてきております。

現在のところ、これらを運用あるいは事業化するに当たっては個別に行われておるわけですけれども、これらを一つの主軸で見据えていくという仕組みも必要であるということです。ここでは、「山から海までの生態系の保全を目的とした流域的な対策を計画するための社会的機運は整いつつある」。これは多分、河川管理者がすべきかどうかという議論は当然ありますけれども、当然その方向性としては考えていただく必要があるし、そういう時期に至っているということを書いてございます。次お願いします。

河川環境保全の視点からなぜ統合管理システムが必要かについてですけれども、まず、現在淀川の河川整備においても、環境保全を目的とした数多くの事業が実施されています。しかし、実際にどれだけの成果が上げられているかという評価から申しますと、一番最初に文章がございます「好適な河川環境を保全・再生する上で、管理区間内の局所的な対策には限界がある」というのが明らかになっています。

実際に河川環境をよくしていくためには、ある場所のある特定の項目についての改善だけではなく全体はよくなる。ここに書いてあるような山地の砂防の仕組み、それから森林管理、農業用・排水、上下水道、あるいは都市域であれば屋根ですとか地面に降り注ぐ粉じんや雨水のノンポイントソース負荷、そういったものをいかに管理していくかという観点が必要でありまして、そのためには土砂・流量・流況・位況・水質・生物移動、この生物移動には外来生物の管理も含めてですが、整合性を図っていく必要があります。

結論としては、「河川環境保全の要請項目を整理し、流域全体の管理目標を立て、その実現方法を総合的に検討する」という仕組みになると思います。これは、私が幾つかの委員会の際に河川環境計画が必要だと言っていた部分がこの流域全体の管理目標というところに当たると思うんですけれども、それらを進めていくためには、やはり環境だけではなくて多くの河川管理の視点が含まれておりますので、統合的な管理システムの中で実現していく必要があります。例えば前回も川のための空間を確保するという大目標を立てるべきだというご意見を申しました。これを実現していこうとすれば、堤内の土地の買い上げ転用あるいは既にある水路等の連携が必要になってきて、当然河川管理の区間内だけの対応では無理であるということになります。次お願いします。

次が治水対策についての論点であります。これは、そもそも4月25日に出された要望書に関してもこの観点から書かれてございました。「いつ、どのような規模の洪水が発生するかわからないことを前提として、人命を守ることを最優先とした治水対策を実現するためには、流下能力に偏重した治水安全度の評価・対策から地域の被害軽減能力による治水安全度の評価・対策へ転換する必要がある」と。これは4月25日に出された「治水の考え方を根本的に転換する必要がある」という中身をもう少し具体的に詰めた形の提案になります。

「そもそも、淀川水系河川整備基本方針に掲げられた基本高水のピーク流量のすべてを河道とダム貯留施設で担うことは、費用と環境保全の両面から非現実的である」。これは、「いや、そうじゃない」という意見もあるかもしれませんが、一体何年かければ全流域で基本高水がちゃんと流せるようにするかを考えると、やはり非現実的であるということになるんじゃないかと思います。ダムに関しても、その経済面と環境面からダムに頼らない治水ができるようにせよという社会的情

勢があるわけですね。これを実現するためには、「下流河道の流下能力を高め、上下流では河道内外で貯留能力の向上を図り、氾濫原域では耐水対策を軸に被害の回避・軽減対策を進めることが現実的な方針である」ということになります。

この観点からすれば、治水対策として4ダムが本当に妥当かということとはもう一度検討しなくてはなりません。過去の費やした予算からすれば、あとこれだけ足せばできるという考え方は、当然その一つの理屈としてはあるわけですがけれども、これから費やす予算をいかに将来に向けて有効に活用するかという観点で見直しますと、妥当性というのも変わってくるのではないかとということになります。次お願いします。

今度は土砂管理の観点からですが、現時点での河道計画はやはり水を安全に流すことを基本理念に計画されてきました。このため、河道の縦断・横断の形状は上から土砂がたくさん来るということを想定していないわけです。したがって、現在の河道では土砂の浸食・移動・堆積を許容するには空間的余裕が不十分であるという現状認識からスタートしないといけません。土砂動態の観点から流域全体の現状を把握して、地震や増水の際に土砂がどれだけ出てくるかを評価し、それらを安全に下流に流すためには、引き堤だとか高水敷の掘削等安全を図る必要があります。

これは河川環境の側からの要請、先ほどの「川にスペースを」という要請とうまくマッチするわけです。ですからこれは、治水あるいは防災対策と環境が両立する考え方であるということをお願いしたいと思います。河道に流水や土砂が自由に動ける場を設けることは、「川が川をつくる」と今回の原案あるいは計画案にも書かれていることを実現する場合に最も妥当であるということになります。これは河川環境保全再生の観点からも本質的に不可欠な管理方針になると考えます。

その実現のためには、土砂生産の場の適切な管理。これは砂防との連携ということになります。それから土地利用との調整、取水等の施設の移設あるいは再編成等を伴うため、計画に当たっては統合的な検討が求められます。現在土砂管理というと、実際に行われている現場ではダムの延命措置としてしか位置づけられないようなものが多いわけですがけれども、こういった近視眼的な立場ではなくて、流域全体の土砂管理対策を進める必要があるということになります。次お願いします。

次に、利水対策・渇水対策の観点からいかに統合的システムが必要かについてです。まず、水需要が逼迫している地域の利水対策として、河川をせき止める貯水ダムによって新規水源を確保することは、堤体や湖水の維持管理費や環境影響のデメリットあるいはそれに対する対策に必要な経費を将来負債として残すことになります。ですから、まず考えなくてはいけないのは、現状の利水施設に関して、水融通を初めとする水系全体の既存水資源の再調整あるいは運用の仕方によって解決する道があるのではないかとことを流域委員会から再三提案いたしました。これについてやはり

真剣に考える必要があります。

また、琵琶湖並びに各河川の渇水対策においても、淀川大堰、瀬田川洗堰、貯水ダムの治水運用やあるいは維持流量を再検討するということによって、緊急的な渇水に対しては柔軟に対応できる方法がまだまだあるという点です。その意味では、川上ダムの必要性あるいは丹生ダムの必要性について再検討の余地があるということになります。次お願いします。

5番目、これは環境影響の評価法に関するものですが、現在行われている事業アセス方式の環境影響評価では流域全体の環境に及ぼす影響を適切に評価できないということでもあります。

例えば、ダムの流況平滑化、あるいは土砂遮断によって生じる環境悪化、これらは、ダム建設後、年を経るに従って深刻になっていっております。したがって、それらの対策が徐々にいずれのダムでも行われるようになってきてるわけですが、それらのコストを考えますと、これまで計上されていないような多額の予算が必要になってくると考えられます。したがって、新規ダム計画の環境影響評価においてこのような環境コストを算定する必要があるということです。現実はどういう方法があるんですかという話になるわけですが、これは、でき合いものがないのであればつくらなければいけないということになります。したがって、やるべきは淀川流域全体の環境の現状を把握して、その環境対策の必要性を既存ダムの影響を加えて考えるということになります。

さらに、穴あきダムに至っては、環境影響についてまだまだ知見そのものが不十分であります。環境に優しいと言われてはいますが、具体的に堤体の建設位置だとか構造、あるいはゲート操作によっては、流況や土砂動態に対して大きな影響を与える可能性がありますので、これについても十分検討する必要があるだろうということになります。その際に、今までのようなダムをつくる場所の環境をいかに損なうかというような観点のアセス方式ではなくて、その結果、上下流域の環境にどういう影響を及ぼすかを総合的に判断する必要があります。

以上のような必要性に応じて、実際に統合的管理システムをつくっていく際にはどんな制約や、超えなければならない課題があるかについてまとめました。何もこの課題については河川管理者にすべて何とかしなさいという形じゃなくて、当然ながら各種団体、これは行政者だけではなくて、住民やNPOも含めて主体的に、あるいは積極的に協力していく必要があるだろうということになります。

実際にどのように構築していくかの手順ですが、これは既に原案にも書かれておりましたように、そのシステム構築に資するような動きとして、「水害に強い地域づくり協議会」ですとか、あるいは「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会」、「利水者会議」等、既に提案されております。ただし、各協議会の個別目的に終始するのではなくて、それ

らが一体となって意見交換をする中で、流域全体の統合的管理システムの構築に向けての役割を果たせるようにする必要があるだろうということです。

統合的な流域管理を具体化するに当たっては、法整備のような困難な課題もあるでしょうけれども、ある程度年数を区切って、何年後にこれを実現するというような積極的な取り組みを始めなければ、現在計画案に書かれているような消極的な姿勢では、なかなか整備期間中に実現するのは困難でしょう。したがって、対策については書いてないというような、消極的な言い方ではなくて、具体的にやるぞという姿勢を示す必要があるということです。

課題の2番目としましては、これは深町委員のほうから提案されていた内容ですけれども、情報を集約し、公開するシステムをきっちりつくっていく必要があります。しかも、重ね合わせ的に治水・利水・環境の各情報を1カ所で総合的に情報を集約できるような仕組みが必要です。これは、やはり河川管理者をおいてこの役割を担うところはなかなか難しいんじゃないかというふうに思いますので、その意味では、ぜひ河川整備の中で、こういった仕組みづくりをしていただきたいと考えます。これらが将来的には単に淀川流域の情報集約というだけではなくて、戦略的計画アセスメントを推進する際の基盤になるだろうという考えもあります。

当然ながら、流域対応の治水を行おうとすれば、私権制限を行うような流域も出てきます。これは、池野委員のほうから具体的なご意見をたくさんいただいたんですけれども、当然現時点では住民に浸水を受け入れてもらうというのは難しいという判断です。そういった納得をしてもらうことは容易ではない。それから、土地利用規制、土地・家屋の買い上げ、二線堤、輪中堤など、私権制限を伴う流域対策にも抵抗を禁じ得ない、これは池野委員の文章そのものですが、だから難しいというので終わるのではなくて、ここからは中村委員等々の議論の中で出てきた考え方ですけれども、それらの対応をするために担保する治水安全度、これは池野委員から、そういう要求はしたとしても、一定の治水安全度は担保しないといけないだろうというご意見もありました。

では、どのぐらいの治水安全度をよしとするかという部分については、当然合意形成のための議論をしていかなくちゃいけないだろうということです。そのためには、計画段階から協議、あるいは法制度の改正等を含めた意見形成をしていく必要があるということです。

これは具体例として、例えばにすぎませんけれども、洪水の危険が高いところでは水害特別警戒区域に指定する、あるいは雨水浸透阻害行為の許可制度、そういった法整備が当然必要になってきます。一方、こうした法制度への住民の理解、これが不可欠です。公益的観点、あるいは公共の福祉の観点から、私権制限を受け入れる姿勢がなければ、当然合意も得られません。そういった合意形成のためには、人命、財産の保護の観点だとか、あるいは耐水対策の重要性について啓蒙、啓発

がもっと必要であるということになります。

今回20日に出された「淀川水系河川整備計画案について」という整備局の文章からの引用です。

②として、関係自治体の長からの意見の中に、2つ目の項目で市町村長からの総意として、「琵琶湖・淀川流域における河川整備の現状は、国が管理する区間でさえ戦後発生した洪水が再来すると氾濫するおそれがある、そういう箇所がいまだに残されているということを知らされ、驚愕するとともに失望さえ感じている」というふうに書いてあるのですが、この戦後最大の洪水は、もし雨量のピーク時の降り方ですとか、降るエリアとかがちょっとでも変われば、今でも浸水するエリアというのが当然多々あるということは、どんなシミュレーションしても出てくるわけでして、そういう意味では、このように驚愕したり失望してしまうような認識を植えつけてしまっているということ自体が一方で問題なんじゃないですか。

つまり、最後に書いてある論点は、何も「あなたが犠牲になれ」という意味ではなくて、その戦後最大クラスのものであっても、耐水対策が必要な場合というのがあるということは、常に河川管理者は啓蒙、啓発していかなくてはいけないだろうということを申し上げております。

4番目、これは狭窄部の議論で何回か意見を申し上げましたが、現在の基本方針あるいはさまざまな流域の河川整備計画においては、流域内の各流程が同じぐらいの安全度である必要があるというふうに考えられております。しかし、一方で地形的な制約というのは当然存在するわけでして、したがって被害を受ける確率が地域で差があるということはやはり前提に考えなくてはいけないだろうということです。これをがむしゃらに確率を同じくするということになれば、日本の地形を全部同じような傾斜にしないといけないという話になってしまいますから、河川整備の計画としてはよろしくないだろうという考えがまず認めてもらわないといけないと思います。

結果的には、狭窄部地域においては、耐水対策あるいは浸水許容政策を優先的に進める必要があるということになります。そのためには、先ほどの3番の論点と同じになりますけれども、適正な補償だとか、各種優遇措置を検討する必要があります。

一方、単に経済的に金を出すから何とかしろというのではなくて、そういう土地の地形的な条件の場所にその地の文化ができてきたわけですから、狭窄部と拡幅部がセットで存在していることの自然的、文化的、歴史的な意義、あるいは景観のよさ、そういった観点から地域の活力に結びつけていくような観点というのも必要だろう。そのためには、単に補償というのではなくて、そういう条件を持った地域としていかにその地域が発展していけるかということを考えていく必要があるだろうということになります。

それは、国がお仕着せるのではなくて、市町村が連携して、その地域の将来像を描き、地域ごと

に住民主体でじっくりと検討し、合意を積み重ねていくようなプロセスが必要であります。

これは、今回の計画案の中にも、河川管理者だけでは対応はできないというものについては、あきらめたという形で書いてあるんですが、そうではないだろうと思います。やはり省庁間の調整が当然必要な内容なわけですから、積極的にそれを進めるような方向で計画を書いていただく必要があります。この場合に、省庁間の連携ということになりますと、果たして河川整備というだけでおさまらない部分が出てくるでしょう。ですから、河川整備計画ではあるんだけど、全体の目指すものとしては、流域整備計画に相当するような目的も必要になってくるかもしれません。いずれにしても、他の省庁、府県、市町村を加えた議論の場というのをつくっていく必要があります。

しかし、その下に、流域の背骨となる河川部門、あるいは分野、これがそのためのイニシアチブをとっていくというのが理想的ではないかということです。ですから、ぜひそういう気概を持ってやっていただきたいし、そのために淀川水系流域委員会もこれまでの議論を生かせる形で役に立てたらいいのではないかと考えています。

これが最後ですけれども、これは、先ほど山下委員のほうから流域委員会あるいは整備計画の仕組みそのものに対する問題提起をどうしていくのだという問いかけがございましたが、そこにかかわるものであります。

現行の河川整備計画は、基本方針に準拠して計画が策定されます。結果的に、これは水山委員の文章なんですけれども、「基本方針の変更や方針を飛び越えた対策は、計画に明記するわけにはいかないだろう」ということです。これは当然のことです。しかし、基本方針の策定後に現行法では、専門家、住民、自治体の意見を聞くことになっています。したがって、整備計画の策定過程で基本方針にかかわる変更が不可能だと、本来住民参加型の河川事業を実現するという河川法に基本的には反することになるのではないかと。

つまり、基本方針も計画策定の過程で住民意見等が反映された結果、変える仕組みというのがないといけないということになります。ですから、河川整備計画の策定時に聴取した意見に応じて基本方針を改訂するフィードバックループを検討するべきであるということになります。

これは、今回の流域委員会の中で審議するテーマとは限りませんが、しかし、この二、三十年の間、つまり河川整備の計画を進める中では当然こういった仕組みづくりもしていかななくちゃいけないわけですから、本来ですと、河川整備の計画案の中にこういった問題点を解決しますというのがあってもおかしくない話なわけです。

そもそも、この論点整理を始めた時点では、計画案に盛り込んでいただきたいというつもりでまとめたわけですけれども、その表明前に計画案はできてしまいましたんで、どうするかという

ことなんですけれども、心外であると。しかし、できてしまったものは仕方がないので修正をお願いするしかありません。具体的には今回論点整理の中で列記した、貯水ダムの新規建設に頼らなくてもよい治水対策、増水を許容できる河川管理、治水・利水・環境のいずれにもよい河道計画、流況変動や土砂移動の許容を介して、生息場形成を促す河川管理、ダムの環境コストの評価等は、いずれも本来河川管理者みずからが主体的に追求するべきテーマですので、これらの課題解決に向けての方針や対策をぜひ河川整備計画に挙げていただきたいということです。これは要望にすぎませんけれども、自治体の意見の中で重なる面が少しでもあれば流域委員会も言っていたということで、ぜひ検討していただきたいというところで、今回の論点整理を終わらせていただきます。

○宮本委員長

ありがとうございました。竹門委員を中心に中村委員、久委員、深町委員に非常に短時間にこれだけのことを論点整理していただいて大変ご苦勞でございました。素晴らしい論点整理になっているかと思えますけれども、委員の皆さん方からこの論点整理について何かご意見、あるいはこういうところを補足したほうがいいのではないかというようなことがございましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。村上委員。

○村上委員

村上です。流域の統合的管理システムの必要性、これは非常によく理解できたまとめになっていると思います。ここで検討していただきたいこと、それから質問事項なんですけれども、こういった管理システムをだれが運営していくかということが非常に大きな問題になっていくと思います。当然、河川管理者がこういったことを中心にやっていくのですけれども、それに対しては、やはりそれをチェックする機構がどうあるべきかということは当然今後議論されていくべきことではないかというふうに思います。

確かに、2のところでは住民やNPOなどさまざまな主体が実施に向けて積極的に努力することが必要である、これは確かにそのとおりなんですけど、それを具体化するような方式、方策、それを議論する必要があるのではないかと思います。

それから、具体的な方向のところでは、私権の制限の問題です。これも確かにおっしゃるとおりだと思います。今までは河川の保全について大きな力を発揮してきたところ、これはやはり私権、漁業権などの私権なども非常に大きい力を発揮したことがやはり私は否定できないと思う。ですから、こういった私権を制限するのであれば、それを補てんするような何かの仕組みがないと、非常に私はこれは片手落ちな議論になってくるのではないかと思います。

こういった強力な統一的な管理ができるためには、今までの漁業権、それから、それに加えて住

民が環境保全について意見を言う、そういういった権限、それが明確にされた後、そういう管理システムをつくっていくという視点が私は必要ではないかというふうに考えました。以上です。

○宮本委員長

綾委員どうぞ。

○綾委員

非常にたくさんの方が書かれているんですけども、その統合的管理というときに、何を統合的に管理するのかというその目的とか目標というのか、その辺のところをもう少しきちっと書いていただいたほうがいいと思います。流域の管理目標を統合的にやるのか、治水・利水・環境保全、その3つを統合的にやるのかというのが1つの視点だったと思うんですけども、ここに書いてある山から海までという流域全体を統合的に管理するのか、あるいは管理者が1つになって統合的に管理するのか、いろんな視点があると思うんですけども、そういうことを私はちょっと読んでいて感じました。

それと、あと、また蒸し返すような議論をしたらいかんのですけれども、これを整備計画の中に位置づけるというときに、書いてあることは非常にいいことを書いてあると思うんですけども、すぐ実現するわけでも何でもない、何でもないというのは失礼ですけども、非常に難しい話ですね。だから、私自身としてはどういふぐあいにこれを取り扱っていいのかというのは、位置づけたらいいかというところを、ちょっと考える必要があるかと思っています。以上です。

○宮本委員長

岡田委員。

○岡田委員

統合管理を進めていくということを計画論とかマネジメント論という観点で見ると、実はこれはやはりPDCAと大きくかかわっているんですね。ですから、今後PDCAサイクルでどういうふうにやっていくのが鍵となる。

私は実はPDCAサイクルには大車輪と小車輪とかいろいろなのがあると思っていて、大車輪というのは、それこそ基本計画のフレームにまで戻す車輪というのが循環で回っている。それに対して小車輪というのは、1つの整備計画とかプロジェクトが決まったとしても、その中で小さくやはりいろんな試行錯誤をしていかなければならない。そういう、実はもっと複雑で幾つかの歯車が回っているわけです。

そういうことを、1つは下からというか、流域管理という、あるいは河川法のもとでどこまで突っ込めるのかという話と、それからやっぱりある種のこれは流域ガバナンスというか、統合のシス

テムをどういうふうに立てていくかという大きな話と両方があると思うんですね。前者について、つまり、河川流域整備計画、あるいは河川法の及ぶところから少しでも出口をどうやって見つけていくのかというところで原案でも、少しは書かれてあるとは思いますが、そのあたりについてもう少し踏み込んでP D C Aサイクルとのかかわりから、連動して議論をさせていただいたらいいかと思います。

もう1つ、当事者をどう巻き込むかということがあります。この流域委員会でいろんな建設的な意見、異なっても意見が出てますが、その中には、結局河川管理者だけを責めるのではなくて、実はここにはいろんな市民の皆さんも来られてて、今後の河川や流域をどうよくしていきたいのかというところで、それぞれの思いを持っておられると思うんですが、やはり市町村レベルとか、あるいは都道府県レベルで、その単位でまとまって1つの意思を、政治的意思を持って進めていくモデルというのがもっと試行されるべきだと思います。市町村レベルで都市計画と連動していくかというのも含めてですけども、これは多分、今の国全体のスキームの中で、どこまでそういう権限を持っているかという話の一つある。

だけれども、市町村レベルで何々、例えば「節水都市何々宣言」だとか、そういう流域の水、空間利用も含めて進めていきたいと思いますというふうな、そういうモデルが本当はもっと市町村や市民から出てくる必要があると思います。ですから、そういうものがいろいろ出てくるのを巻き込みながら、その流域の統合管理というのがより現実的なものに近づいていく、それも下からですね、そういうことが求められるのではないかというふうに思います。

ですから、そういう意味では、この流域委員会自体が少し玉を投げているわけですけども、やっぱりそれをいろんなところでみずからの提案としてチャレンジしていただく、そういう動きもエンカレッジすべきではないかというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

ほかございますか。池野さん。

○池野委員

全体としては、これを拝見して将来の方向として、あるべき姿として、僕は大変感心しています。ただ、一、二点だけちょっと見解を異にする点があります。

1つは、必要性の総合治水対策のところ、実現性の評価をどう見るかということでして、これでは河川整備基本方針に基づく云々のほうが非現実的であると表現されていますが、私は逆に、総合治水、淀川の治水に効果があるほどの総合治水というのは現実的には難しいのではないかという気はいたしております。

総合治水というのは、結局浸水を許す社会という合意を基本的につくる必要があるだろうと思うんですね。その補償とかいろいろな対策にしても、それ以前に社会合意として浸水しても許すということが必要です。そうすると、今、岡田先生がおっしゃったように、いろんな手法があるでしょうけれども、市町村レベルを含めて合意を得るには非常に地道に行わなければならないことになる。ただし、時間が大変かかる議論だと思っております。

その中で、先ほどおっしゃったように納得を得るには、あるレベルまで、それが戦後最大なのか、おっしゃるとおり200分の1なのかは別にして、河川管理者は安全をここまで担保します。しかし雨はそれ以上降るかもわかりません。そのときの被害をいかに小さくするかという議論です。まず治水対策ありきというのか、行政側で効果を発揮するものを明確に打ち出さないことには、なかなかそういう合意形成ができないのではないのでしょうか。さらに、裏面にある私権制限のところ、公共の福祉の観点から私権制限を受け入れる姿勢が求められる。おっしゃるとおりなんですけれども、残念ながら、まだこれについても大変時間がかかるのではないかという感じであります。

○竹門委員

反論ではないんですけれども、補足説明をさせていただきたい。

おっしゃるとおりの考え方で多分これまでの河川整備はされてきたと思うんですが、ではいつになったら担保できる河川整備が完了するかというと、これまでの歴史を見れば、基本高水を計画改訂ごとに上げていって、整備がいつまでたっても終わらない状況というふうになっているわけです。そろそろ現状の河川整備に対して、これぐらいではないかという線引きをして、それ以上のことが起きたときにはどうしようという対策に重きを置く時代がもう来てもいいのではないかというのが私の考えです。

したがって、池野委員のおっしゃることに全然反対はしないわけでして、当然ながら、担保すべき整備のレベルというのはあってしかるべきであるし、それに対してもし担保できないということになれば、クレームが出るような図式もあってもおかしくないわけです。しかし、いつまでもそのレベルを上げようという方向で整備をしていくのではなくて、ここまでだよという形で線引きをしないと、かえって危険だというのがこれまで流域委員会で議論されてきたことなのではないでしょうか。

○池野委員

基本的にそうなんです。従来大丈夫ですというPRをえてしてしがらみがあったのを、やはり危険がここはありますよということを明確に言うべきだろう。そういう時代になってきたと思いますし、現実的にはそういう風潮にはなっけつつあり、河川管理者もなっけきているのではないかという

思いはしております。方向づけにはそんなに大きくはずれてないと思いますけど。

○竹門委員

ですから、今回の提案は、向こう30年間に検討すべきテーマとして、もう少し大きくこれを取り上げるべきだということを申し上げたい。

○池野委員

実現性の議論、どちらが実現性が高いかという議論があるということだけ申し上げたい。

○宮本委員長

ほかございますか。水野さん。

○水野委員

私は一番最後の基本方針を改訂するフィードバックループを早急に検討するべきというところは非常におもしろいと思います。今までですと、二、三十年の整備計画ができてしまったらもう変わらないからそれに向かってまっしぐらという発想で、やっぱりそういうイメージはあるかと思いません。

幾ら今までも改訂してきたという話があっても、これを明示することによって、その時々リスクやその時々判断によって、例えば今ここに載っているのは、今回の整備計画では外された部分がありますけれども、また10年たてば非常に、ああ、やっぱりこうしておくべきだったというときはあるかと思うんですけれども、そこに修正しやすいようなループを、フィードバックループというものをいかにつくっておくかということ、これは細かく今後もまさに検討するべきと書いてありますけれども、これは流域委員会の中でも取り上げていっていいような話題かというふうに考えました。以上です。

○宮本委員長

一応ご意見が出たと思うんですけれども、竹門委員のほうでまた今の意見も踏まえて、もうちょっとこれをブラッシュアップしてもらおうということにさせていただきたいと思います。

大変、1発目のこの論点整理としては、皆さん方これからやられるお手本になるような、本当に素晴らしい論点整理が出てきたと思いますので、ぜひこれぐらいのレベルまでは皆さん方もお願いしたいというふうに思います。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、もう一回確認します。残された論点について、各担当が決まっておりますので、その担当の方は、作業検討会を開催していただきたいと思います。基本的には、まずできるだけコストを使わないという、究極的にはゼロにするという方向でお願いしたいと思います。ただ、作業検討会は、一応オープンにやりたいと思いますので、事前にいついつ

どこで作業検討会をやるということについては、その通知を、これだけは庶務のほうのお手をわずらわせなあかんと思うんですけども、ホームページに出すという、ここは庶務のほうにはお願いできればなというふうに思います。あとは、作業検討会と各委員との間のメールのやりとりということを含めて、作業を進めていっていただくということにしたいと思います。

あと、7月の委員会が2回と8月22日まで3回のこういう委員会を予定しておりましたけれども、先ほどの結論から、この全体委員会というのはキャンセルするということですので、作業検討会を皆さん方、できるだけ前倒しで設定して論点整理を急いでお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一応以上できょうの審議については終わったと思いますけれども、よろしいですね、審議について。どうぞ。

○本多委員

今の意見に賛成なんですけれども、複数の担当者がいるところと1人しか担当者がいないところがあったと思うんですよね。検討会といいましても、委員の皆さんが何人かずつでも分担があれば検討会になるかもしれませんが、1人で担当しているところは、それこそ公開の場でぶちぶちひとり言を言わなあかんことになりますから、その辺はどういうふうに。

○宮本委員長

私もそうなんです。私も1人なんです。ですから、私はそれは各委員にいついつやりますよという事は流して、できるだけ委員の方にも参加していただいてやるということ。最悪の場合、1人でやらないといけないときはそれはそうなるかもしれませんが、それは随時ケース・バイ・ケースでやるしかないかなというふうに思っております。ということで。

○綾委員

今先ほど委員長が言われたこれからの委員会の予定の話とされましたのは、キャンセルですか。

○宮本委員長

ですから、こういう格好の委員会は7月に2回と8月に1回予定してましたけれども、それはもうできませんので、先ほど言ったように、作業検討会とメールによる作業というふうに切りかえましたから、そういうことですので。ある時点において、先ほど、もう一回そういうみんなで集まっただけ、こういうことでどうだろうかという論点整理、あるいはとりまとめの確認というのは、その時点でまた開催はあると思いますけれども、それについてはまだ開催をいつしますということは、きょうの時点では決まらないということになります。

○千代延委員

千代延です。そうしたら、きょう河川管理者即答というのはされなかったですけども、2つありました諮問の対象項目、それを考え直すというのはおかしいですけど、その返事がどうかというのは。

○宮本委員長

ですから、それはあくまでも河川管理者の返事待ちということで、河川管理者が今回ボールを受けられて、それに対して今回委員会に対してはこういう役割でお願いしますと言われた時点で再度またやり方を変えますので、今の時点では、そういうやり方でまず当面進めていくということであります。はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ちょっと確認をさせてください。今のこの話について、きょう河川管理者のほうでどのように考えるのかというお話がございましたけれども、これは我々のほうとしてこうやってもらいたいんだということを明確にしてほしいということだと思います。

それで、実際にどういうふうにするのかということについて、この委員会の全体でやる前には当然スケジュールであるとかそういうことも我々のほうで示したり、委員会との関係がありますけれども、それは運営会議の中で議論していくということでもよろしいのでしょうか。逆に言えば、委員会側のほうとしてこういうような形でスケジュールをしたいとかというようなことは、そのときに考えるということなんでしょうか。

○宮本委員長

ですから、きょう言ったように、それぞれの担当がセットして、できるだけ早く作業検討会をやっているというふうなことで、きょうの時点でまだ全然、きょう決まったことですから、各担当がどのようにセットされるかわかりません。一回り、一回開催するのがいつの時点でなるかわかりませんので、随時、例えば、必要があれば運営会議を開かせてもらって状況を説明してもいいですし、基本的には全部オープンにやりますから、それは皆さん方も見られると思います。当然、ですから、作業検討会は何も河川管理者は出ていただきたいんですよ、我々は。当然。

○竹門委員

前の予定では7月に2回、8月に1回というスケジュールになってましたけれども、それはこれまでのペースで委員会を開くとすればという前提であったわけですし、何も作業検討会だったらそれに準ずる必要はないですね。私が最初にやったからということじゃないですけども、別に1週間でも2週間でもやりましたから、これからでもできるのではないかと思うんですけどね。

○宮本委員長

そうです。さっき言いましたように、あくまでも委員会は月2回ぐらいということでやったのであんなってますけれども、作業検討会はそれぞれ担当の方が前倒しでどんどん早めにやっていただきたいと。そういうことで、できるだけ我々の意見のとりまとめも当初よりもっと前倒しで早期にとりまとめていきたいということでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

先ほど私言いましたように、やっこれはある意味でやり方がひとつ見えたんですけども、具体的にその後、我々としては考え方を申し上げたつもりでおるんですけども、今後この作業部会をやらせて、またある時点で集まって、それで終わりとか、どういうスケジュール観でやっていくとかと委員会から我々に運営会議の場でも結構ですし、非公式な通知でも何でもいいんですけども、お示しいただけるということでよろしいでしょうか。

○宮本委員長

だから、それぞれの今の状況を皆さん方にもお伝えするし、別にお知らせしなくても、全部オープンでやるわけですから、皆さん方もその状況は常に把握できるというふうに思っております。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

いや、ですから、その宿題が、先ほど千代延委員がおっしゃったように河川管理者としてそれをちゃんと面倒見ていくんだなど、今までどおり流域委員会としてというところが何となく宿題になっているような感じに投げかけられているんですけども、そこが、さっき言いましたように、コスト観とかスケジュール観とか、そのところが、今のお話を聞いていると何となく、今までの枠よりもむしろ早く、というようなイメージにお聞きしたんですけども、そういう前提で考えろということなのかということ。

○宮本委員長

当然そうです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

そういうことでよろしいわけですか。

○宮本委員長

当然そうです。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

はい、それでは大変お疲れさまでございました。大分時間を超過しましたので、一般傍聴の方の

ご意見を伺いたいと思います。挙手をお願いいたします。

あちらの階段のほうにもおられますので、それでは、一応きょうも2分間ルールということでお願いします。端的にポイントを絞ってお願いします。

では、後ろの階段のほうにおられる方からお願いします。あそこで2人ほどおられましたので、1人でしたか、2人。はい。

○傍聴者（浜田）

伊賀市から来ました浜田といいます。いろいろ思うんですけど、1つだけ申し上げます。流域委員会と国土交通省近畿地方整備局の関係についてです。

きょうの井上さんの言葉の中にも、関係を重要と考えていると、そういうふうなご発言がありました。これは最近手に入れた文書の中にも、流域委員会を軽視している考えはありませんと、そのように地方整備局から出た文書の中に見つけられました。そのような思いで流域委員会との関係をつくりつつ、きょうの会議に至ったことと思ひまして、ありがとうございます。

そういう中で、きょうのテーブルの話し合いを見ていて関係性がね、本当によい関係性、地方整備局が思っているような関係性をつくり上げてきたのかということに私は疑問を持ちました。行政のスケジュールをないがしろにできないとかいうようなことで、6月20日に河川整備局案を発表したというわけなんですけれども、関係の重要性を考えている整備局が、委員会の委員長からの要請、意見を出してから計画案を出してほしいと、そういうふうに要請があったのにもかかわらず出したというあたりで、私は整備局に対する疑問を抱いています。

これは、何と申しますか、心理学的に言ひまして、特に精神分析の分野から専門家だったらこれをどういうふうに言うのだろうか、と、そういうふうに思います。ジェントルマンであってほしいという思いやりある要請であったと、そのように地方整備局の方々、思いませんか。以上です。

○宮本委員長

では、次、隣の方をお願いします。

○傍聴者（畑中）

大変お疲れのところ、2分間ということですので、私はもう1分でいいです。

近畿地方整備局にぜひお聞きいただきたい。何ぼ立派な河川整備計画でも、法にかない、理にかない、情にかなうものでなくてはならない。今回の、とったこの流れはですね、ことごとくこれに外れている。

伊賀市から来ました畑中尚です。以上です。

○宮本委員長

それでは前のほうのところでは、こちらのほうからいきましょう。藪田さん。

傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田です。

流域委員会の委員の方も河川管理者も、流域委員会の元委員長3人の方が出された声明をしっかりと読んでほしいと思うんですね。河川管理者はやっぱり流域委員会の意見を聞く法的責任を負っているという問題。それから、その意見を十分反映した河川整備計画案を作成する法的義務を負っている。そして、今回の行為はこの河川法に違反する暴挙だと厳しく指摘されてます。それで、私たちが既に抗議文を大臣と局長あてに送りました。

それで、流域委員会はもちろんですけど、この間の報道どれを見ても国交省の行為をよしとする、こういうものはありません。みずから孤立化している、こういう状況だと思うんです。国交省の大臣は6月20日の記者会見で、流域委員会が4月25日に出した意見について手続とか内容に問題があるかのように言ってます。これは私、流域委員会として抗議すべきだというぐあいには思ってます。

最後ですけれども、流域委員会は、やはり河川法に基づいて設置された組織ですから、きちっと河川法に基づいて最後まで審議をやるべきだと。私は宇治川のことばかり言いますが、宇治川で審議すべきことはまだいっぱいあります。

それともう1点、今回のように国が法を踏み外すと、こういうときにどうすべきかということも含めて、やっぱり河川法そのものを抜本的にさらに強化するということも必要ではないかと思えます。その点で国交省の猛省を促すと同時に、流域委員会はさらに努力してほしい。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、荻野先生、どうぞ。

○傍聴者（荻野）

荻野です。

列車は出ていった、流域委員会は取り残されたということですが、流域委員会が取り残されたと同時にたくさん問題も一緒に取り残されております。地域的な問題もありますし、テーマ的な問題もあります。特に、私の場合は利水の問題ですが、いまだにちゃんとした回答が戻ってこない問題がたくさんあるんです。

委員会が取り残されると同時に、審議未了といいますか、審議もされないで取り残された問題や課題がいっぱいあります。それで、河川管理者は、井上調査官だとなかなか本省に対して説明が

かないということがあるかもしれませんが、やっぱりきっちり委員の意見を聞いて、この委員会の主張を気持ちをね、しっかりと本省に伝えていただきたい。本省の言分を上意下達でここへ持ってくるというのは、河川管理者の役割としては片手落ちではないかというふうに思います。しっかりしてください。

○宮本委員長

よろしいですか。はい。

では、隣、細川さん。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

抗議するのはみんながいっぱい言っているので、私の次の行動は署名運動を始めました。連日連日、大阪府民がどれほど困っているか。河川管理者は心が痛みませんか。数百億ですよ、ダムを押しつけたら。私はこれが許せません。

今日、署名用紙をお配りしています。お一人だけでもご家族の名前でも何人でも構いません。ぜひ、今日書いて、私に渡していただきたいと思います。

大阪府民の問題は、地方自治の構造的な問題です。国の押しつけを許してはなりません。大阪府民のために、私たち住民すべてのために署名をやります。よろしくお願いします。

○宮本委員長

それでは次は、酒井さん、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

やります。京都桂川流域住民 酒井です。

きょうの議論を聞いておりますと、各委員の方、委員長も含めて、河川管理者、バックグラウンドであり、あなた方も地域の住民、納税者でもあるわけです。この委員会までの間、どれだけバックグラウンドで、この期間の中で地域住民に話されて議論されているのか、その辺が疑問でなりません。「住民参加」2次委員会の申送り書がありますけれど、このことと今審議されていること、きょう議論された内容についてはかなり乖離があります。住民に対する裏切りになります。以上です。

○宮本委員長

それでは、では、その横。

○傍聴者（近藤）

木曽川水系流域大垣市から来ました近藤と申します。

6月20日のいわゆる見切り発車に関しては、近畿地方整備局にまず19日にお願いをして、その後

抗議をして、それにまた付随して意見書を淀川水系流域委員会に出していますので、ホームページに出ています。これは詳しく述べません。

きょう、委員の中から概算要求の話が出てきて、ちょっと一言言いたいです。木曾川水系では河川整備計画は、ことしの3月に策定されましたが、原案が出る前に概算要求で導水路予算が出まして、河川整備計画策定前に政府予算案ももうそれを前提として出しました。フルプランに位置づけなければ水資源機構事業にならないにもかかわらず、フルプラン一部変更手続開始前に水資源機構事業で予算はついていました。そういうわけで、概算要求がリミットだという話は委員の誤解ではないかと私は思っております。

それからきょう、流域の統合的管理システムの話がありましたが、そういうことを大いに意見集約として載せていただきたいというお願いというか期待で、ちょっと述べさせていただきます。

木曾川流域、大垣市は輪中地帯です。簡単に上流ダムでどうにかなるような地域ではありません。まさに流域治水の必要なところですよ。河川区域だけ、河川管理者だけではとても治水はできません。そういう意味でこういったことをどんどん出していただきたい。

それから、昨年、「平成19年度版 日本の水資源」が出されました。水系総合運用、大変いいことが出ているんですけども、有効施設の活用といった途端に、あと890億円使って木曾川水系導水路をつくりましょうという話になってしまうのは到底理解できない。木曾川水系の流域、確かに流況は悪化しています。これを解決するのは新しい施設建設ではない。もっと見直すべき原因をきちんと見詰めるべきだと思います。その意味で、今回出されたこの意見に期待しております。

○宮本委員長

それでは後ろ、では、増田さんから。

○傍聴者（増田）

箕面から来ました増田京子です。

きょう、私は委員会審議、ちょっと不満なんですけれども、傍聴でちょっと発言しましたけれども、やはりこの整備計画案を認めないという立場で議論してほしかったなと思うんですが、一応その委員長声明を出されたということで、抗議文を出されたということでその後の審議になってしまったと思うんです。もし、この整備計画案を認めないということで審議したら、そのまま私はこの形で議論が続けられたのではないかなと、私はそう期待してたんですが。きょうはそういう形で、今後ボランティアという形で委員会の意見としてまとめていくということですので、ぜひそれはしっかりとやっていただきたいと思います。

私たちは傍聴者として、今回のこの整備計画案は認めておりません。撤回してほしいということ

を、抗議文と公開質問状をこの6月26日に提出しました。8月29日に、まさに委員と河川管理者の信頼関係の話だ、河川管理者から一方的に時間切れを宣告できるはずがない、信頼関係をもってきちんとやらせていただきたいと、谷本河川部長が発言しているんですね、これ。これに対する一切の説明も謝罪も何もしないに進められていくということ、これは全く認められないですよ。今、法律無視だということもありましたけれども、この発言も無視です。そして、きょう、ここにその言われた谷本部長も来てらっしゃらない。そして局長も来てらっしゃらない。こんなことで本当にいいのか。

これは国土交通省が問われているんです。民主的な手続を怠っているということで。このまま絶対に決して進めてはいけません。それをきっちりと肝に銘じていただきたい。それを強く要望しておきます。以上。

○宮本委員長

はい。それでは、お隣の方。

○傍聴者（西川）

滋賀県議会の西川です。県議会は27日に代表質問がございまして、その中の知事答弁を二、三、ちょっとご紹介をしておきたいというふうに思います。

それに先立ちまして、我が会派といたしましては今回の見切り発車を、メンツと、そして利権を守ろうとする国土交通省の暴挙であるというふうに断言をいたしております。

そして、まず知事に対して、河川管理者の基本的な考え方が出ているけれどもこれで説明は十分かということに対しては、全く説明不足であるという回答であります。そして、4月25日に出されました流域委員会の意見書をどう評価するのかということにつきましては、いかなる洪水に対しても命を守るという治水の本質が表現されていると理解をしていると、滋賀県の河川政策を担う知事としても重要な論点が含まれていると評価をしているということでございます。それから、今回のこの整備計画案には改正基本法の理念は生かされたのかということにつきましては、近畿地方整備局と淀川水系流域委員会の関係が正常化されていない中で出されたことは河川法の趣旨が十分に生かされているとは思っていないという回答でございました。それを受けまして、知事としては将来世代に説明のつく意見書を出したいということでございました。このことが何を意味するのか、それを河川管理者には十分考えていただきたいということだけ申し上げておきます。以上です。

○宮本委員長

はい、それでは。

○傍聴者 (志岐)

今回は、元京都大学の志岐個人として申し上げます。

第1点、今度出されました計画案は、形、内容、手続とも体をなしていない。

第2点、それにしても計画案の作成と計画内容の進捗の点検とは、若干、文章上も違いますね。

「案」はもう変わらないということであっても、「計画」の確定までの間にはやりとりがあるはず
です。委員会にも申し上げたいし、整備局にも申し上げたいが、これはしていただきたい。

3点、この内容が在る、つまり必要な内容が在るということは整備局も重々承知であって、中流
域の問題あるいは環境問題等々に関しては積み残しがいっぱいあるということを整備局自身が認め
ておられる。その証拠には、この前、委員長から要請がありました国交省と「宇治・防災を考える
市民の会」とが直接交流をしてほしいということについては、始めております。既に予備的会見は
いたしまして、この7月3日には討論を現地ですることになっております。これは委員会の範囲内
の行動であると私は思っております。

第4、傍聴者の発言が制限されておりますが、今度のこの、正式に何というんですか、委員会の
下ですか、ちょっと正式の名前はあれですけど。

○宮本委員長

作業部会検討会。

○傍聴者 (志岐)

それにおきましては、私は1時間以上の発言したいことを持っています。よろしく願います。

○宮本委員長

そしたらば、あの赤い、オレンジの方。

○傍聴者 (小林)

大阪の和泉市から来ました小林昌子です。

今朝の朝日新聞の報道で、滋賀知事、国に不快感、想定実害より過大として大きく報道されまし
た。シミュレーションで計画高水位を超えたら破堤するものとして算定した結果、実害とは大きく
異なる被害戸数を算定したということです。

しかし、きょう私たちがいただいた資料には、洪水時の平均の水位が計画高水位を超えたからと
いったたちまち堤防が決壊するわけではないという、この資料があります。明らかに結論を導きた
いがためにこういったシミュレーションをしたのではないかと私は思っておりますので、他にこう
いった間違った認識でシミュレーションをしているものがあれば、やり直しをして、私たちにも提
示をしていただきたいと思っています。

先に結論ありきというところでは、この淀川水系の委員会もまさにそうだったと思います。お墨つき機関にはとてもならない、なり得ないということで、私はこの原案を見切り発車という形で提示をしたと思っています。

このように、国交省は我が物顔に河川行政をする時代はもう過ぎてしまいました。私たちは社会保障を狭められ、税金の使い方に非常に厳しくなっています。これから国交省が考えていただくことは、昔私たちが遊んだ川、命のある川を取り戻していただくための河川行政の変更だと思っています。そのための努力をしていただくことを希望します。以上です。

○宮本委員長

では、後ろの。

○傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。

最初に、委員会としては今回の計画（案）を認められないとして、次期局長に対し『正常化を行うよう』要請をしてください。さて、河川整備計画原案を審議するにおいて、根本的な障害がありました。それは、もともと河川管理者説明に多くの「うそや偽装」があることです。最大のペテンは「基本高水の選定」にあり、いわゆる「治水安全度に矛盾する過大なピーク流量」を基本高水にしております。

これまでの委員会審議で、水位縦断図や水位横断図の検討を行い、計画高水位から17cm高くなるので堤防の破堤につながる云々等の議論に集中しましたが、「もともと過大に設定した基本高水を前提にした検討」でありました。このことを明確にしなければ、委員会はむなしい審議をしていることを後世に問われることとなります。

川上ダム関連だけでも列挙しますと、「利水に関して大内観測所にまつわる多くのうそと偽装」、「ダムの水質予測で比奈知ダムを類似ダムに仕立て上げた偽装」、「治水では川上ダム計画高水位の検討において実績雨量表の捏造と流域平均雨量の改ざん」や、「岩倉峡HQ曲線修正式の捏造」。「地質問題ではダム直近大活断層帯の隠ぺい」などが主なものですが、そのほかにも私が入手した資料から多くの事例が証明できます。

以上をまとめますと、委員会はしっかり腰を入れて、もっと確実な議論をやり、厳密な審議を続けなくてはならないということです。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、前、お願いします。

○傍聴者（今本）

今本です。

今回の河川管理者のとった行為は、この淀川水系流域委員会、2001年にできてからの努力を無にするものであり、非常に残念です。歴代委員長3名の名前で抗議の声明を發表しております。

きょうの委員会を聞いてまして、たとえ経費を出していただかなくても開催するということでしたけれども、やはりこの委員会は大義名分を大事にした活動をしてもらいたいと思っています。そういう意味で、たとえ手弁当でもやろうという委員会の結論は非常にうれしく感じます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、これまで皆さん方は、この委員会は実は整備計画案をまだ知らないはずで、どうなっているかも知らないはずで、ですから、河川管理者に対して、記者発表というのではなく、委員会に対する発表も要求すべきではないか、あるいは原案に対して委員会が示した意見が反映されなかったところについては、なぜ反映されなかったかということも説明を求めるべきではないかと思ひます。こういうことは、もし委員会の経費がかかるのであれば、河川管理者の義務として委員会の経費以外でやっていただきたいと思ひます。

それと、この委員会、きょう見てまして、途中から委員会は成立してないんですね。定足数を切っています。時間をある程度限定して、委員の方はその時間を余り延ばさないようにする工夫も今後お願ひいたしたいと思ひます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。もうほかはございませんか。はい、どうぞ。

○傍聴者（豊岡）

すいません、徳島市から参りました豊岡と申します。

きょう、テレビを見ておりました「みのもんたの朝ズバッ！」という番組で、河川管理者と宮本委員長がお話しされていましたが、河川管理者のご説明のほうで、あたかもダムがないと水害が起こるかのようなご発言をされておりました。でもこれは本当に適切ではなくて、市民を愚弄するもので、ちゃんとダムがないと水位が何cmどうなるというような表現に改めるべきだと思ひますので、これは訂正を求めたいと思ひます。

それと、コストについて、コストがかかるからであるとか、いたずらに税金を使うわけにいかないという議論がありましたけれども、これをコストを使っているのは流域委員会ではなくて河川管理者側であって、それは流域委員会に責任をなすりつけるような発言は控えていただきたいし、誤解を受けるような報道も控えていただきたいと思ひます。これはコスト管理に関しては河川管理者

が責任をとるべきだと思っています。

それと、今度はボランティアで報告書を作成されるということで、安心しましたけれども、これはぜひ従来どおり河川計画案に反映されるという担保が、本当に河川管理者は約束のもとで、従来どおりの私たちに対する約束ですので、それを果たしていただきたい。

以上、申し上げたいと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それではこれで、以上できょうの審議はすべて終わりましたので、大変長く時間を延ばしましたが、申しわけございませんでした。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

5. その他

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第81回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 2時13分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えしお名前を議事録に明記したうえで、確定とする。